

令和2年10月18日執行

養父市長選挙

候補者のしおり

養父市選挙管理委員会

(経営企画部経営総務課内)

電話 養父市役所 (079) 662-3161

は し が き

養父市長選挙に立候補される皆様の参考資料として、この「候補者のしおり」を作成しました。

このしおりは、このたびの選挙を通じて候補者として行わなければならない各種の届出に関する申請等について記述したものです。もとより、これをもって十分とはいえませんので、この選挙についての各種の届出又は法令の解釈等にご不審の点がありましたら、当委員会へお問い合わせください。

令和2年9月

養父市選挙管理委員会

目 次

第1部	届出関係参考事項	
第1	総括的事項	1
1	選挙の主な日程	1
2	選挙長及び選挙長の職務を代理する者の氏名並びに職務を行う場所	1
3	選挙に関する届出等の時間	1
第2	候補者となるためには	2
1	候補者としての資格	2
2	立候補の方法	2
3	通称の使用	4
4	立候補と同時にお渡しする証明書等	5
5	候補者の申請に応じてお渡しする証明等	5
第3	候補者となってからの届出・申請等	10
1	届出等の種類及び時期	10
2	届出等の方法	10
第4	選挙運動用各種表示等の再交付	17
第5	選挙運動の費用	18
1	選挙運動費用の最高制限額	18
2	出納責任者の職務	18
3	支出金額の最高額の決定	18
4	会計帳簿の整備	18
5	会計帳簿の記載要領	19
6	収支報告書の記載及び提出	20
7	収支報告書の添付書類	21
8	選挙運動費用とみなされない支出	21
9	選挙運動に従事する者に支給できる実費弁償、選挙運動のために使用する る労務者の報酬及び実費弁償等	23
10	帳簿及び書類の保存	24
11	会社、労働組合等の寄附の禁止	24
第2部	選挙公報掲載文原稿記載上の注意事項	
1	提出する写真について	35
2	原稿用紙の使い方	35
3	掲載文の書き方	35
4	その他	36
第3部	選挙運動参考事項	
	選挙執行に関する主な日程	37
供	託	38

供託物の没収	38
法定得票数	38
選挙運動費用の最高制限額	38
選挙事務所	38
選挙運動用自動車又は船舶	38
選挙運動用自動車の公費負担	39
拡声機	40
頒布することができる文書図画	40
通常葉書	40
ビラ	41
ビラ作成の公費負担	41
掲示することができる文書図画	42
選挙運動用ポスター	43
ポスター掲示場	43
ポスター作成の公費負担	44
新聞広告	45
個人演説会	45
街頭演説	46
連呼行為	46
演説・連呼行為禁止の場所	47
選挙公報	47
選挙運動で禁止される行為	47
選挙運動が制限される者	48
飲食物の提供	48
選挙運動に従事する者等に対する実費弁償及び報酬の支給	48
ウェブサイト等を利用する方法による文書図画の頒布	49
電子メールを利用する方法による文書図画の頒布	49
選挙運動のための有料インターネット広告	51

第4部 政治活動参考事項

規制される団体	52
規制される区域	52
規制される期間	52
規制される政治活動	52
規制の解除	52
確認団体の意義	52
確認団体申請手続等	52
政談演説会	53
街頭政談演説	53
政治活動用自動車	53

拡 声 機	54
政治活動用ポスター	54
立札、看板の類の掲示	54
ビラ（これに類する文書図画を含む。）の頒布	55
連 呼 行 為	55
掲示又は頒布する文書図画（新聞紙及び雑誌並びにインターネット等を利用する方法により頒布されるものを除く。）における特定候補者の氏名等の記載	55
確認団体による政治活動用インターネット有料公告	56
機関紙誌における選挙に関する報道評論	56
公共の建物における文書図画の頒布	57
選挙運動の期間中に掲示されたポスターの撤去	57
○ 個人演説会等の施設の指定	58

(凡 例)

法 令	公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号） 公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）
規 則	公職選挙法施行規則（昭和 25 年総理府令第 13 号）
市 規 程	養父市公職選挙法等執行規程（平成 16 年養父市選挙管理委員会告示第 4 号）
郵 規 則	公職選挙郵便規則（昭和 25 年郵政省令第 4 号）
郵 告	公職選挙郵便規則（昭和 25 年郵政省令第 4 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき公職の候補者に対し通常葉書を交付する郵便局及び同令第 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき政党その他の政治団体に対し通常葉書を販売する支店 （平成 28 年日本郵便株式会社公告）
公 報 条 例	養父市選挙公報の発行に関する条例（平成 16 年養父市条例第 29 号）
公 報 規 程	養父市選挙公報発行規程（平成 16 年養父市選挙管理委員会告示第 5 号）
ポスター条例	養父市議会議員及び市長の選挙におけるポスター掲示場設置条例 （平成 16 年養父市条例第 28 号）
公 営 条 例	養父市議会議員及び養父市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例 （平成 24 年養父市条例第 9 号）
公 営 規 程	養父市議会議員及び養父市長の選挙における選挙運動の公営に関する規程 （平成 24 年養父市選挙管理委員会告示第 11 号）

第 1 部 届出関係参考事項

第1 総括的事項

1 選挙の主な日程

- (1) 告 示 日 10月11日(日) 選挙執行の告示によって立候補届出の受付が始まり、その後に選挙運動が開始されます。
- (2) 立候補届出締切 10月11日(日) 午後5時をもって立候補届出の受付が締切られます。立候補の辞退も、この後はできません。
- (3) 補充立候補届出期限 上記の期間内に届出のあった候補者が定数を超える場合において、その期日が経過した後、候補者が死亡し、又は候補者を辞退したとみなされた人があるときは、選挙期日前3日までの日(10月15日(木))の午後5時まで補充立候補の受付を行います。
- (4) 投 票 日 10月18日(日) 一部の投票区を除き、午前7時から午後8時までの間に投票が行われます。
- (5) 開 票 投票日当日の投票終了後に開票します。
- (6) 選 挙 会 10月18日(日) 投票当日の投票終了後、開票事務と合わせて、午後9時15分から、八鹿文化会館において開催します。
- (7) 当 選 人 告 示 養父市選挙管理委員会は選挙長から当選人決定の報告があったときは、当選人に当選の旨を告知し、当選人の住所及び氏名を告示します。
- (8) 当 選 証 書 の 付 与 10月19日(月) 午前10時から、八鹿公民館大会議室(養父市八鹿町八鹿 1675 番地)でお渡しします。

2 選挙長及び選挙長の職務を代理する者の氏名並びに職務を行う場所

選挙長及び選挙長の職務を代理する者の氏名並びにその職務を行う場所は、10月11日(日)付けで告示しますが、次のとおりとなる予定です。

- (1) 選挙長の氏名 森岡 光昭
- (2) 選挙長の職務を代理する者の氏名 田中 靖
- (3) 選挙長の職務を行う場所

養父市立養父公民館 2階 視聴覚室	告示日	養父市広谷 250 番地
養父市役所 2階 養父市選挙管理委員会	告示日の翌日以降	養父市八鹿町八鹿 1675 番地

3 選挙に関する届出等の時間

選挙に関する届出等については、候補者届をはじめとし選挙運動費用収支報告に至るまで後述のとおり多くのものがありますが、候補者等が行う届出等については全て午前8時30分から午後5時までとなっており、午後5時を過ぎるとどのような事情があっても受け付けられませんので、特に期日の指定がある届出等については注意してください。

なお、定められた届出等を忘れていたり、遅らせたりしたことによって公職選挙法違反等の罪に問われる場合もありますので、選挙運動関係者に対しても十分徹底しておいてください。

第2 候補者となるためには

1 候補者としての資格

(1) 被選挙権があること

被選挙権があるのは、日本国民で年齢満 25 年以上の者です。ただし、次の欠格事項に該当する者は、被選挙権がありません。

(欠格事項)

- ① 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者
- ② 禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）
- ③ 公職にある間に犯した収賄罪又は公職者あっせん利得の罪により刑に処せられ実刑期間とその後の 10 年を経過しない者、その刑の執行の免除を受けた日から 10 年を経過しない者又はその刑の執行猶予中の者
- ④ 選挙犯罪により禁錮以上の刑に処せられ執行猶予中の者及び被選挙権停止中の者
- ⑤ 公職選挙法に定める選挙犯罪のため、同法第 252 条により被選挙権が停止中の者
- ⑥ 政治資金規正法違反のため同法第 28 条の規定により被選挙権停止中の者

(2) 重複立候補の禁止

この選挙において公職の候補者となっている者は、同時に他の選挙の公職の候補者となることができません。

(3) 連座制による立候補の制限

主宰者、出納責任者、候補者又は立候補予定者の親族、秘書、組織的選挙運動管理者等が買収罪等を犯し、一定以上の罪に処せられた場合は、連座により、候補者の当選が無効とされるとともに、連座裁判確定等の時から 5 年間、同じ選挙で同一の選挙区から立候補できないことがあります。

(4) 選挙事務関係者及び立候補制限のある公務員でないこと

投票管理者、開票管理者及び選挙長は、在職中はその関係区域内で候補者となることができません。また、国家公務員又は地方公務員は、一部の例外を除き、現職のまま立候補することはできません。これらの者が立候補すれば直ちにその公務員を辞したものとみなされます。

2 立候補の方法

(1) 届出の方法

立候補の方法としては、候補者になろうとする者自身の名によって届け出る方法（本人届出）と、他人を候補者にしようとする者が届け出る方法（推薦届出）とがありますが、いずれも 10 月 11 日（日）午後 5 時までに郵便によることなく文書で選挙長に届け出なければなりません。

(2) 届出に必要な書類

届出は、次の書類に必要な事項を記載のうえ、添付書類を添えて期限までに提出していただきます。

- ① 候補者届出書（本人届出）又は候補者届出書（推薦届出）
- ② 供託証明書
- ③ 宣誓書
- ④ 所属党派証明書（無所属の方は、必要ありません。）
- ⑤ 戸籍の謄本又は抄本
- ⑥ 通称認定申請書（通称使用を希望しない場合は、必要ありません。）
- ⑦ 経歴調書
- ⑧ 住民票の写し

（注）推薦届出の場合は、このほかに候補者推薦届出承諾書、当該推薦届出者の選挙人名簿登録証明書が必要です。

(3) 届出までに準備が必要な書類（候補者届の添付書類となります。）

- ① 供託証明書 **現金100万円又は額面100万円の国債証書（その権利の帰属が社債等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。）を、候補者名義（戸籍名）で法務局に供託（推薦届出の場合は、推薦届出者名義で供託）することが必要です。**

- ② 所属党派証明書 **無所属の候補者については必要ありません。政党又は政治団体の証明書は証明権者の証明したものでなければなりません。**

（例）自由民主党 自由民主党兵庫県支部連合会長
国民民主党 国民民主党代表
立憲民主党 立憲民主党代表
日本共産党 日本共産党兵庫県委員会委員長
公明党 公明党代表
社会民主党 社会民主党兵庫県連合代表
日本維新の会 兵庫維新の会代表
その他の政党・政治団体 当該政党・政治団体の代表者

- ③ 戸籍謄本又は戸籍抄本（最近のもの）
- ④ 住民票の写し（最近のもの）

(4) 届出書等の記載要領

記載要領は記載例（P6～9）に示すとおりですが、記載に当たっては楷書で正確に書いてください。

(5) 立候補届出の受付

- ① 受付期日 10月11日（日）

（注）補充立候補については「選挙の主な日程」（P1）を参照してください。

- ② 受付場所

養父市立養父公民館 2階 視聴覚室（養父市広谷250番地）

- ③ 受付要領 告示日の午前8時20分までに来られた届出者に限り、次の要領でくじにより受付順序を定めて行いますが、この後は到着順に受け付けます。

ア 受付順序を定めるくじを引く順序を定めるくじ

告示日の午前8時20分に、受付順序を定めるくじを引く順序を定めるくじを行いますから、このくじに参加される届出者は10月11日午前8時20分までに前記受付場所にお越しください。

イ 受付順序を定めるくじ

アによってくじを引く順序が決まると、引き続きその順序によって、受付順序を定めるくじを引いていただきます。

ウ 立候補届出の受付

イによって受付順序が決まると、午前8時30分からこの順序によって立候補届出の受付を開始します。

したがって、10月11日午前8時20分までにお越しにならなかった方は、くじを引いた方たちの最後にその到着順序によって受付を行うこととなります。

エ 届出に必要な書類のほか候補者の届出書に押した印鑑を当日必ず持参してください。

(注) 当日の受付事務をスムーズに行うため、あらかじめ届出書類の予備審査を9月29日(火)に行う予定ですので、届出書類の正本とこれらに用いた印鑑を持って養父市立八鹿公民館2階大会議室までお越しください。(午前9時～午前11時)

3 通称の使用

立候補の届出は、戸籍簿に記載された氏名(以下「本名」という。)により行っていただくこととなりますが、選挙長の認定を受けますと、立候補届出の告示や選挙運動の際に本名に代えて一般に広く通用している通称を使用することができます。

この場合は、通称認定申請書を候補者の届出書に添えて選挙長に提出し、認定書の交付を受けてください。

(1) 通称とは

一般に広く通用している呼び名のことですが、戸籍簿記載の字を使ったもの(濱→浜、國→国等、常用漢字表等で通用字体とされている字体に改めたり、誤字、俗字を正字に改める場合を除く。)以外は全て通称として取り扱われることとなります。例えば漢字の氏名をかな書とする場合も通称となります。

(2) 通称の認定申請

候補者の届出書に通称認定申請書を添えて提出(立候補届出後の申請は認められません。)していただきますが、その通称が本名に代わるものとして広く通用しているものであることを説明し、かつ、そのことを証するに足る資料(はがき、出版物等)を提示していただく必要があります。ただし、漢字の読みに従ってかな書とした通称の場合は、資料は不要です。

なお、通称使用を予定されている場合は、予備審査の時に資料等を提示のうえご相談ください。

(3) 通称を使用するもの

- ① 立候補届出等の告示
- ② 新聞広告
- ③ 選挙公報
- ④ 投票記載所、期日前投票所及び不在者投票記載場所の氏名掲示

通称使用の認定を受けた場合は、上記のもの全てについて通称が使用されることになり、一部のものについてのみ使用することはできません。なお、当選の告知、告示及び当選証書等は本名により行います。

4 立候補と同時に お渡しする 証明書等

(名 称)	(数)
(1) 街頭演説標旗 (※)	1 流
(2) 選挙運動用自動車又は船舶の表示板	1 枚
(3) 選挙運動用拡声機の表示証	1 枚
(4) 選挙運動員 (乗車・船) 用腕章	4 本
(5) 選挙運動員 (街頭演説) 用腕章	11 本
(6) 新聞広告掲載証明書	2 枚
(7) 候補者用通常葉書使用証明書	1 枚
(8) 選挙運動用通常葉書差出票	40 枚

※ 街頭演説標旗の大きさは、横約 35cm×縦約 100cm です。これを支持する棒等は、候補者でご用意ください。

5 候補者の申請に応じて お渡しする 証明書等

(1) 選挙運動用自動車燃料代確認書	必要枚数
(2) 選挙運動用ポスター作成枚数確認書	〃
(3) 選挙運動用ビラ作成枚数確認書	〃
(4) 選挙運動用ビラ証紙	〃 (ただし、16,000枚を限度)

養父市長選挙候補者届出書

氏名は戸籍簿記載のとおりに記載してください。ただし、通用字体とされている字体に改めたり、誤字、俗字を正字に改めて記載して差し支えありません。
(例：濱→浜 國→国)

住民票と一致します。「12-3」としないで「12番地3」と記載してください。

所属党派証明書を有しない人は「無所属」と記載してください。

ふりがなは、ひらがなで記載してください。

(ふりがな)	こ う の た ろ う		性別	男
候補者名 候氏	甲 野 太 郎			
本籍	兵庫県養父市〇〇〇〇 〇番地〇			
住所	兵庫県養父市〇〇〇〇〇 〇番地〇			
生年月日	昭和28年8月1日 (満67歳)			
党派	〇 〇 党	職業	〇〇〇株式会社社長	
一のウェブサイトのアドレス	http://www			
選挙	令和2年10月18日執行 養父市長選挙			
添付書類	1 供託証明書 2 宣誓書 3 所属政党(政治団体)証明書 4 戸籍謄本又は抄本 5 候補者の経歴調書			

戸籍謄本又は抄本の記載と一致します。

年齢は選挙期日(10月18日)現在における「満年齢」です。

「会社社長」「団体役員」「政党役員」など省略せずに具体的な名称を記載してください。職業が2以上ある場合は、そのうち主なものをひとつ記載してください。また、兼職禁止又は兼業禁止の関係のある者は、その職等を記載してください。

事前に準備しておく必要があります。

上記のとおり関係書類を添えて立候補の届出をします。

令和2年10月11日

氏名 甲野 太郎^印

養父市長選挙 選挙長 森岡光昭様



使用した印鑑を持参してください。

(記載例) 法務局の様式を使う

本人届出の場合は候補者の戸籍名
推薦届出の場合は推薦届出者名義

申請する年月日を記載

供託する法務局を記載

第11号書式
印供第8号

(注) 1 供託金額の冒頭に¥記号を記入し、又は押印すること。
なお、供託金額の訂正はできない。
2 副本は折り曲げないこと。

供託書(雑)

申請年月日	令和 2 年 〇 月 〇 日	法令条項	公職選挙法第92条第1項	令和 年度金第 号						
供託所の表示	神戸地方法務局豊岡支局									
住所氏名 の 供託者	兵庫県養父市〇〇〇 〇番地〇 甲野 太郎 代理人による供託のときは、代理人の住所氏名をも記載し、代理人が押印すること。	供託の原因たる事実	供託者は、令和2年10月18日に行われる予定の養父市長選挙につき、候補者として当該選挙長に立候補の届出をするため供託する。							
住所氏名 の 被供託者	兵庫県養父市									
1. 供託により消滅すべき質権又は抵当権 2. 反対給付の内容	なし		備考	官庁の名称 養父市長選挙選挙長						
供託金額	¥	1	0	0	0	0	0	0	円	※推薦届出の場合は「供託者は、令和2年10月18日に行われる予定の養父市長選挙につき、兵庫県養父市〇〇〇〇〇〇甲野太郎を候補者として当該選挙長に推薦届出をするため供託する。」と記載してください。

上記供託を受理する。

供託金を 年 月 日までに日本銀行 における供託所口座 に払い込まれたい。同日までに払い込まれないときは、この決定は効力を失う。

上記供託金の受入を証する。

年 月 日 ㊞
日本銀行

年 月 日
法 務 局
供託官

㊞

宣 誓 書

私は、公職選挙法第86条の8（被選挙権のない者等の立候補の禁止）第1項、第87条（重複立候補等の禁止）第1項、第251条の2（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であった者の当選無効及び立候補の禁止）又は第251条の3（組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等であった者の当選無効及び立候補の禁止）の規定により、令和2年10月18日執行の養父市長選挙において候補者となることができない者でないことを誓います。

令和 **2** 年 **10** 月 **11** 日



〔年月日は告示の日を
記載してください。〕

養父市長選挙候補者

氏 名 甲 野 太 郎



〔氏名は候補者届に記載したものと
同じものを記載してください。〕

通称認定申請書

(ふりがな)	こうのたろう
候補者名 氏名	甲野太郎
(ふりがな)	こうの
呼称	甲野たろう

令和2年10月18日執行の養父市長選挙において、公職選挙法施行令第89条第5項において準用する第88条第8項の規定により上記の呼称を通称として認定されたく申請します。

令和2年10月11日

[候補者の本名を記載してください。]

氏名

甲野太郎



養父市長選挙

選挙長 森岡光昭様

(備考) この申請書を提出するときは、あわせて当該呼称が戸籍簿に記載された氏名に代わるものとして広く通用していることを証するに足りる資料を提出しなければならない。

第3 候補者となつてからの届出・申請等

1 届出等の種類及び時期

事 項	時 期	参照ページ
① 選挙事務所設置届	設置後直ちに	10
2 選挙事務所異動届	異動後直ちに	11
③ 出納責任者選任届	選任後直ちに	11
4 出納責任者異動届	異動後直ちに	11
⑤ 選挙事務員等届	使用する前に	12
6 選挙事務員等異動届	異動する前に	12
⑦ 選挙公報の掲載申請	10月11日	12
8 新聞広告掲載申請	必要に応じ	13
9 通常葉書（無料）の交付申請	必要に応じ	13
10 公営施設使用の個人演説会の開催申出	開催日の2日前までに	13
⑩ 選挙立会人となるべき者の届出	10月15日までに	14
12 立候補の辞退届	10月11日	14
13 選挙運動費用の収支報告（第1回分）	11月 2日までに	14
14 選挙運動用自動車の使用の契約届出等	立候補の届出後（契約後）直ちに	15
15 選挙運動用ポスター作成契約届出等	立候補の届出後（契約後）直ちに	15
16 選挙運動用ビラ作成契約届出等	立候補の届出後（契約後）直ちに	16

（注） 番号に付した○印は、候補者届と同時に提出することが望ましいもの

2 届出等の方法

(1) 選挙事務所設置届

届 出 先	期 限	届出に必要な書類
養父市選挙管理委員会	設置後直ちに	○選挙事務所設置届 ○推薦届出者が設置するときは、候補者の承諾書（推薦届出者が数人あり、その代表者が届け出るときは、代表者証明書もあわせて）を添付
（説明） ○設置できる者は、候補者又は推薦届出者に限られます。（法130条） ○設置後直ちに、市選挙管理委員会に届け出ることが必要です。（法130条） ○設置できる選挙事務所の数は、候補者1人につき1か所です。（法131条）		

(2) 選挙事務所異動届

届 出 先	期 限	届出に必要な書類
養父市選挙管理委員会	異動のつど直ちに	○選挙事務所異動届 ○推薦届出者が設置するときは、候補者の承諾書（推薦届出者が数人あり、その代表者が届け出るときは、代表者証明書もあわせて）を添付
<p>(説明)</p> <p>○異動のつど、直ちに市選挙管理委員会に届け出てください。(法 130 条)</p> <p>○選挙事務所の設置者は、選挙事務所を 1 日につき 1 回を超えて移動（廃止に伴う設置を含む。）することができません。(法 131 条)</p>		

(3) 出納責任者選任届

届 出 先	期 限	届出に必要な書類
養父市選挙管理委員会	選任後直ちに	○出納責任者選任届 ○推薦届出者が選任したときは、候補者の承諾書（推薦届出者が数人あり、その代表者が届け出るときは、代表者証明書もあわせて）を添付
<p>(説明)</p> <p>○選任の方法（法 180 条）</p> <ol style="list-style-type: none">1 候補者が出納責任者を選任する方法2 候補者が自ら出納責任者となる方法3 候補者の承諾を得て推薦届出者（推薦届出者が数人あるときは、その代表者）が出納責任者を選任する方法4 候補者の承諾を得て推薦届出者（推薦届出者が数人あるときは、その代表者）が自ら出納責任者となる方法 <p>○出納責任者の選任届が市選挙管理委員会に提出された後でなければ、選挙運動のための支出又は寄附の受領は一切許されません。(法 184 条)</p> <p>○郵便で届出書を差し出す場合は、「引受時刻証明」の取扱いとしてください。この場合は、引受時刻証明の時刻をもって市選挙管理委員会へ提出があったものとみなされます。(法 183 条の 2)</p>		

(4) 出納責任者異動届

届 出 先	期 限	届出に必要な書類
養父市選挙管理委員会	異動後直ちに	○出納責任者異動届 ○推薦届出者が出納責任者を異動選任したときは、候補者の承諾書（推薦届出者が数人あり、その代表者が届け出るときは、代表者証明書もあわせて）を添付 ○辞任又は解任を証する書面を添付
<p>(説明)</p> <p>○郵便で届出書を差し出す場合は、「引受時刻証明」の取扱いとしてください。この場合は、引受時刻証明の時刻をもって市選挙管理委員会へ提出があったものとみなされます。(法 183 条の 2)</p>		

(5) 選挙事務員等届

届 出 先	期 限	届出に必要な書類
養父市選挙管理委員会	事務員等を使用する前に	○選挙事務員等届出書
(説明) ○選挙運動に従事する者のうち、①選挙運動のために使用する事務員、②専ら選挙運動のために使用する自動車又は船舶の上において選挙運動のために使用する者(いわゆる「うぐいす嬢」)及び③専ら手話通訳のために使用する者について、この届出書に記載された者(1日12人以内)に限り、①については1日10,000円以内、②及び③については、1日15,000円以内の報酬を支給することができます。(法197条の2、令129条、市規程27条) ○郵便で届出書を差し出す場合は、「引受時刻証明」の取扱いとしてください。(令129条)		

(6) 選挙事務員等異動届

届 出 先	期 限	届出に必要な書類
養父市選挙管理委員会	異動する前に	○選挙事務員等届出書
(説明) ○1日につき12人以内で、立候補のあった日から選挙の期日の前日までの期間を通じて、60人を超えない員数に限り、異なる者を届け出ることができます。(令129条) ○郵便で届出書を差し出す場合は、「引受時刻証明」の取扱いとしてください。(令129条)		

(7) 選挙公報の掲載申請

届 出 先	期 限	届出に必要な書類
養父市選挙管理委員会	10月11日の午後5時まで	○選挙公報掲載申請書 ○選挙公報原稿(正・副2枚) ○候補者の上半身手札型写真(約8×10.5cm、同一のもの2枚)
(説明) ○掲載申請の期限は、告示日の午後5時ですから、必ず期限までに提出してください。この期限を過ぎますと、掲載されません。(公報条例第3条) ○掲載申請の期限は上記のとおりですが、できるだけ予備審査時に原稿と写真を提出して下さるよう各候補者のご協力をお願いします。 ○原稿は、市選挙管理委員会が交付する用紙に黒色の色素を用いて書いてください。 ○公報に掲載する場合は、提出された原稿を写真にとって製版し、そのまま印刷しますから、そのつもりで原稿を書いてください。 ○原稿は、折ったり汚損したりしないよう、運搬等には特に注意し、お渡ししたカードケースに保管してください。折ったり汚したりしますと、そのまま印刷されることとなります。 ○掲載文を撤回しようとするときは、告示日の午後5時までに撤回の申請をしてください。(公報規程5条) ○掲載文を修正しようとするときは、掲載文の全文を書き改めて告示日の午後5時までに修正の申請をしてください。(公報規程5条) ○原稿の書き方等の詳しいことは、「選挙公報掲載文原稿記載上の注意事項」(P35)をよく読んで間違いのないよう十分注意してください。		

(8) 新聞広告掲載申請

届 出 先	期 限	届出に必要な書類
新聞広告をしようとする新聞社	選挙運動の期間中	○新聞広告掲載証明書
<p>(説明)</p> <p>○広告は、選挙運動期間中、候補者1人につき有料で2回することができます。(法149条)</p> <p>○候補者は、広告しようとする新聞社へ選挙長が発行した「新聞広告掲載証明書」を提出してください。</p> <p>○広告のスペースは横9.6センチメートル、縦2段組以内です。(2人以上の候補者が共同して広告するときは、上記のスペースの範囲内であれば差し支えありませんが、その回数については、おのおの1回として計算されます。)(規則19条)</p> <p>○広告する場所は、記事下に限られ、色刷りは認められません。(規則19条)</p>		

(9) 通常葉書(無料)の交付申請

届 出 先	期 限	届出に必要な書類
八鹿郵便局の窓口(交付・表示・差出し)	選挙運動の期間中	○候補者用通常葉書使用証明書 ○選挙運動用通常葉書差出票
<p>(説明)</p> <p>○使用できる通常葉書の枚数は8,000枚で、無料です。(法142条)</p> <p>○通常葉書は、日本郵便株式会社八鹿郵便局(以下「八鹿郵便局という。」)で交付します。</p> <p>○通常葉書の交付を受ける際は「候補者用通常葉書使用証明書」を提示してください。なお、交付希望枚数は、あらかじめ八鹿郵便局へ連絡してください。(交付される枚数の全部又は一部の交付を受けない枚数に限り、手持の通常葉書(私製を含む。)を選挙郵便物にあてることが可能です。この場合八鹿郵便局で選挙用の表示を受けてください。)</p> <p>○差し出す場合は、直接ポストに入れなくて、必ず「選挙運動用通常葉書差出票」を添えて八鹿郵便局の窓口へ差し出してください。ポストに入れると配達されません。 なお、上記の差出票は通常葉書200枚につき一葉の計算ですから候補者1人につき40枚を交付します。</p>		

(10) 公営施設使用の個人演説会の開催申出

届 出 先	期 限	届出に必要な書類
養父市選挙管理委員会	開催しようとする期日前2日まで	○個人演説会開催申出書
<p>(説明)</p> <p>○公営施設(学校、公民館、地方公共団体の管理する公会堂及び市選挙管理委員会が指定し、かつ、県選挙管理委員会が告示した施設)を使用して行う個人演説会のみ申出が必要です。民間の施設を使用する場合は申出の必要はありません。</p> <p>○候補者は、公営施設を使用して開催する場合は、候補者1人につき同一施設ごとに1回に限り無料で使用できます。(法161条、164条)</p> <p>○市選挙管理委員会が指定し、かつ、県選挙管理委員会が告示した施設は、P58を参照してください。</p>		

(11) 選挙立会人となるべき者の届出

届 出 先	期 限	届出に必要な書類
選 挙 長	10月15日 (午後5時まで)	○選挙立会人となるべき者の届出書 ○選挙立会人となるべき者の承諾書
(説明) ○候補者は、当該選挙の選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て1人を選挙立会人として届け出ることができます。(法76条) ○この届出をする場合には、選挙立会人となるべき者が、選挙立会人となることを承諾した旨を証する書面を添付しなければなりません。(令82条) ○選挙立会人の届出のあった者が10人を超える場合及び同一政党等に属する候補者からの届け出が3人以上の場合は、選挙長がくじで定めることとなります。(法76条)		

(12) 立候補の辞退届

届 出 先	期 限	届出に必要な書類
選 挙 長	10月11日 (午後5時まで)	○立候補の辞退届
(説明) ○立候補を辞退するときは、候補者が選挙長に対して、その旨文書で届け出なければなりません。(法86条の4、令89条)		

(13) 選挙運動費用の収支報告

届 出 先	期 限	届出に必要な書類
養父市選挙管理委員会	11月2日 (第1回分)	○選挙運動費用収支報告書 ○領収書、その他の支出を証すべき書面の写し ○領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書 ○振込明細書に係る支出目的書
(説明) ○報告書は、立候補予定者説明会の際にお渡しした用紙を用いて 1部提出 してください。(なお、総務省の「選挙運動費用収支報告書作成支援様式」により作成し、印刷したものでも可とします。) ○報告書には、領収書等の写し又はこれらを徴し難い事情があったときは、「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」を添えてください。 ○金融機関への振込みを利用し、支出した相手方から領収書を徴すことができなかった場合には、「振込明細書に係る支出目的書」と振込明細書の写し又は「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」と振込明細書の写しを添えてください。 ○選挙運動の費用、備えるべき会計帳簿、収支報告書の記載要領等は「第5 選挙運動の費用」(P18)を参照してください。		

(14) 選挙運動用自動車の使用の契約届出等

届 出 先	期 限	届出に必要な書類
養父市選挙管理委員会	立候補の届出後（又は契約後）直ちに	○選挙運動用自動車の使用の契約届出書 ○契約書の写し ○選挙運動用自動車燃料代確認申請書
<p>(説明)</p> <p>○ 候補者の届出よりも前に契約したものについては、1枚の「選挙運動用自動車の使用契約届出書」にまとめて記入し、立候補の届出後直ちに届け出てください。(公営条例3条、公営規程2条)</p> <p>○ 立候補の届出の後に契約したものについては、契約後直ちに届け出てください。この場合も同時に2以上の契約について1枚の「届出書」で届け出ていただいても差し支えありません。</p> <p>○ 契約書の写しは複写したものを提出してください。</p> <p>○ ガソリン等の燃料供給契約をした場合は、「選挙運動用自動車燃料代確認申請書」により「選挙運動用自動車燃料代確認書」を交付しますので、当該確認書を契約の相手方にお渡ししてください。(燃料供給業者の提出する請求書の添付書類となります。)(公営規程3・4条)</p> <p>○ 契約の相手方に対しては選挙運動用自動車使用証明書(契約の種類により「自動車」「燃料」「運転手」の区分があります。)を使用の実績に基づき作成しお渡ししてください。燃料の使用証明書には、給油伝票の写し(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号、燃料供給量及び燃料供給金額が記載されたもの)を添えてください。「選挙運動用自動車使用証明書」は、お渡しした「届出関係諸用紙」にある用紙を用いて候補者が作成してください。(公営規程5条)</p> <p>○ 以上の手続は、選挙運動用自動車の使用について公営条例第2条の規定に基づく公費負担の適用を受けようとする場合に必要な手続で、全額を候補者が賄う場合は必要ありません。</p> <p>○ 届出書等の記載については、別冊の「選挙運動費用に関する選挙公営制度について」を参照してください。</p>		

(15) 選挙運動用ポスター作成契約届出等

届 出 先	期 限	届出に必要な書類
養父市選挙管理委員会	立候補の届出後（又は契約後）直ちに	○選挙運動用ポスター作成契約届出書 ○契約書の写し ○選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書
<p>○ 「選挙運動用ポスター作成契約届出書」により、候補者の届出よりも前に契約したものについては立候補の届出後直ちに、立候補の届出の後に契約したものについては契約後直ちに届け出てください。(公営条例12条、公営規程2条)</p> <p>○ 契約書の写しは複写したものを提出してください。</p> <p>○ 「選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書」により「選挙運動用ポスター作成枚数確認書」を交付しますので、候補者から当該確認書を契約の相手方にお渡ししてください。(ポスター作成業者の提出する請求書の添付書類となります。)(公営規程3・4条)</p> <p>○ 契約の相手方に対しては上記の「確認書」のほか「選挙運動用ポスター作成証明書」を使用の実績に基づき作成しお渡ししてください。「選挙運動用ポスター作成証明書」はお渡しした「届出関係諸用紙」にある用紙を用いて候補者が作成してください。(公営規程5条)</p> <p>○ 以上の手続は、選挙運動用ポスターの作成について公営条例第11条の規定に基づく公費負担の適用を受けようとする場合に必要な手続で、全額を候補者が賄う場合は必要ありません。</p> <p>○ 届出書等の記載については、別冊の「選挙運動費用に関する選挙公営制度について」を参照してください。</p>		

(16) 選挙運動用ビラ作成契約届出等

届 出 先	期 限	届出に必要な書類
養父市選挙管理委員会	立候補の届出後（又は契約後）直ちに	○選挙運動用ビラ作成契約届出書 ○契約書の写し ○選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書
<p>(説明)</p> <ul style="list-style-type: none">○ 「選挙運動用ビラ作成契約届出書」により、候補者の届出よりも前に契約したものについては立候補の届出後直ちに、立候補の届出の後に契約したものについては契約後直ちに届け出てください。(公営条例8条、公営規程2条)○ 契約書の写しは複写したものを提出してください。○ 「選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書」により「選挙運動用ビラ作成枚数確認書」を交付しますので、候補者から当該確認書を契約の相手方にお渡しください。(ビラ作成業者の提出する請求書の添付書類となります。)(公営規程3・4条)○ 契約の相手方に対しては上記の「確認書」のほか「選挙運動用ビラ作成証明書」を使用の実績に基づき作成してお渡しください。「選挙運動用ビラ作成証明書」はお渡しした「届出関係諸用紙」にある用紙を用いて候補者が作成してください。(公営規程5条)○ 以上の手続は、選挙運動用ビラの作成について公営条例第7条の規定に基づく公費負担の適用を受けようとする場合に必要な手続で、全額を候補者が賄う場合は必要ありません。○ 届出書等の記載については、別冊の「選挙運動費用に関する選挙公営制度について」を参照してください。		

第4 選挙運動用各種表示等の再交付

選挙運動用としてお渡しする表示等を紛失し、再交付を受けようとされる場合は、直ちに所轄の養父警察署に紛失届を提出し、養父市公職選挙法等執行規程に定める再交付申請書に必要事項を記載のうえ、市選挙管理委員会へ申し出てください。

なお、新聞広告掲載証明書、候補者用通常葉書使用証明書、選挙運動用通常葉書差出票、選挙運動用自動車燃料代確認書等の確認書及び選挙運動用ビラの証紙については再交付しませんので、その保管について十分なご注意をお願いします。

第5 選挙運動の費用

1 選挙運動費用の最高制限額

法定選挙運動費用の最高制限額は次の算式で計算します。(法 194 条)

$$10 \text{ 月 } 10 \text{ 日現在における選挙人名簿登録者数} \times 81 \text{ 円} + 310 \text{ 万円} \\ = \text{最高制限額 [100 円未満切上げ]}$$

このたびの養父市長選挙に際し、10月10日に選挙時登録を行いますので、正式な額は10月11日付けで告示するとともに立候補届の際、各候補者にお知らせします。

なお、令和2年6月1日現在の選挙人名簿登録者数(19,923人)で計算した金額は4,713,800円です。

2 出納責任者の職務

選挙運動をするには必ず費用が伴います。この費用は、若干の例外(「8 選挙運動費用とみなされない支出」P21~参照)を除き、**全て選挙運動費用として必ず収支報告書に計上しなければなりません。**また、これらの**支出は、原則として出納責任者でなければなりません。**

いいかえますと、選挙運動の経費について全面的な責任と権限を有しているのが出納責任者であり、選挙運動費用の収支報告も自らの名においてしていただくこととなっております。

また、出納責任者の届出がなければ選挙運動のために寄附を受け、また支出することができませんので、**立候補と同時に出納責任者を届け出ることが必要です。**

出納責任者の地位及び職務の主なものをあげると次のとおりです。

- (1) **会計帳簿を備え、選挙運動に関する全ての寄附及びその他の収入並びに支出を記載すること。**(法 185 条)
- (2) **選挙運動に関する支出は、原則として出納責任者でなければすることができないこと。**(法 187 条)
- (3) **選挙運動に関する全ての支出について、支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書、その他の支出を証すべき書面を徴すること。**(法 188 条)
- (4) **選挙運動に関する全ての寄附及びその他の収入並びに支出を選挙期日後 15 日以内(11 月 2 日(月)まで)に市選挙管理委員会へ報告すること。**

なお、この報告後、さらに収入及び支出があれば、その収入及び支出のなされた日から**7 日以内**に報告すること。(法 189 条)

- (5) 寄附の明細書を受理すること。(法 186 条)
- (6) 帳簿及び書類の保存(3年間)をすること。(法 191 条)

以下、出納責任者の職務内容の概要及び選挙運動費用について記述します。

3 支出金額の最高額の決定

出納責任者を選任した者は、**文書で、出納責任者の支出することができる金額の最高額を定め、選任者と出納責任者がともに、署名捺印しなければなりません。**(法 180 条)

4 会計帳簿の整備

出納責任者は、会計帳簿を備え、これに選挙運動に関する全ての寄附及びその他の収入並びに支出について記載しなければなりません。この記載は次の事項について行っていただくわけですが、この会計帳簿の記載の方式は、**収支のバランスをとることが目的ではなく、選挙公正の原則**

により資金を公開することが目的ですから、一般の場合と大きく異なっております。(法 185 条)

- (1) 選挙運動に関する全ての寄附及びその他の収入（候補者のために候補者又は出納責任者と意思を通じてなされた寄附を含む。）
- (2) (1)の寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額（労務、資材等の無償提供による金銭以外の財産上の利益については、時価に見積った金額）及びその年月日
- (3) 選挙運動に関する全ての支出（候補者のために候補者又は出納責任者と意思を通じてなされた支出を含む。）
- (4) (3)の支出を受けた者の氏名、住所及び職業並びに支出の目的、金額及びその年月日

5 会計帳簿の記載要領

出納責任者は、前記の会計帳簿に記載された内容をそのまま収支報告書に転記して提出することになります。

そこで実際にどのように分類して記載するかということについて、収入関係はあまり疑問もないと思われるので、支出関係について、選挙運動費用を分類して費目ごとに説明します。

公職選挙法施行規則別記第 30 号様式（2 支出簿）の備考では、選挙運動費用を次の 10 項目に分類しておりますので、この分類によって例示しますと、

- (1) **人件費**……………労務者及び選挙運動のために使用する事務員等として届け出た者に対する報酬が考えられます。
- (2) **家屋費**
 - (ア) 選挙事務所費……………事務所借上料が考えられますが、この中には、事務所自体と机などの備品の借上料及び**電話の架設費**も含まれます。
 - (イ) 集合会場費……………主として個人演説会場の借上料が考えられます。
- (3) **通信費**……………電話（借上料及び通話料）及び事務連絡のための郵便等に要する費用です。
- (4) **交通費**……………運動員、事務員等、労務者の車賃等の**実費弁償**です。友人等が好意的に乗物に乗せてくれた場合にも**時価に見積り、費用の中に加算**しなければなりません。（いわゆる「選挙運動用自動車」のために支出した費用は、「8」で説明するとおり選挙運動費用に算入する必要はありません。）
- (5) **印刷費**……………選挙運動用ポスター、選挙運動用ビラ及び選挙運動用通常葉書の印刷費が主なものです。
ポスター及びビラの印刷費は、公費負担によって無料で作成した場合も計上します。（この場合、備考欄に公費負担対象支出である旨を記載するとともに、公費負担分については、収支報告書へ転記の際、「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」にも記載してください。）
- (6) **広告費**……………立札、看板、ちょうちん、たすき、拡声機等の費用です。
- (7) **文具費**……………紙、ペンその他選挙運動のために使用した消耗品等の費用です。
- (8) **食料費**……………選挙運動員等に出す弁当料及び茶菓料です。
- (9) **宿泊費**……………休憩及び宿泊に要した費用です。
- (10) **雑費**……………光熱水費等です。

以上 10 項目について大体の輪郭を説明しましたが、選挙運動費用はここに例示したものだけとは限りませんので、適宜、上記の 10 項目にあてはめて支出簿に記載してください。**労務、資材等**

の無償提供を受けた場合は、寄附として収入欄に記載するとともに、支出についても同額を該当費目に記載し、「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」にも記載してください。また、これらの支出の記載にあたっては消費税を含めた額を記載してください。

なお、会計帳簿の記載については、記載例（P25）を参照してください。

6 収支報告書の記載及び提出

収支報告書は、総務省の「選挙運動費用収支報告書作成支援様式（総務省ウェブサイト http://www.soumu.go.jp/senkyo/sakusei_shien.html）」を使用して作成していただいても結構です。（なお、選挙管理委員会では、ソフト使用方法等のサポートはできませんので、自己の責任において使用するとともに、選挙運動費用収支報告書の提出にあたっては、その内容を十分に確認してください。）

(1) 報告書の記載要領

先に記述しました会計帳簿の記載内容を選挙運動費用収支報告書にそのまま転記していただくわけですが、次の点にご注意願ひ月日を追って記載してください。この場合必ず**前述の各費目の最後の頁に費目合計を記入してください。**

なお、収支報告書の記載については、記載例（P28）を参照してください。

ア 収入の部

(ア) 1件1万円を超えるものについては各件ごとに記載し、1件1万円以下のものについては種別ごとに各収入日における合計額を一つの欄に記入してください。

(イ) 「種別」欄には、寄附金、寄附又はその他の収入の別を明記してください。

(ウ) 「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」欄には員数及び単価等の金銭見積の根拠を記載してください。

(エ) 参考欄には、選挙運動に係る公費負担相当額（ビラ又はポスターの作成に係るものをいう。以下同じ。）を記載してください。また、その他参考となる事項を記載することができます。

イ 支出の部

(ア) 支出費目別に月日を追って記載してください。

(イ) 「区分」欄には、**立候補準備のために**支出した費用と、**選挙運動のために**支出した費用との区分を**明記**してください。

(ウ) 「支出の目的」欄には、支出の目的（事務員報酬、労務者報酬、事務所借上料等）を記載し、その内訳（員数、単価等）を「備考」欄に記載してください。

(エ) 「金銭以外の支出の見積の根拠」欄には無償提供の場合の員数及び単価等の金銭見積の根拠を記載してください。

(オ) 「支出のうち公費負担相当額」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額を記載してください。ただし、二以上の契約がある場合には、契約ごとに記載してください。

なお、上記以外の点については、様式中の「記載上の注意」をご参照ください。

(2) 報告書の提出

(ア) 選挙期日の告示の日までと、告示の日から選挙期日まで及び選挙期日経過後になされた寄附及びその他の収入並びに支出については、これを合わせて精算し、選挙期日から15日以内（11月2日まで）に第1回分として**市選挙管理委員会に持参**してください。

(イ) 第1回精算届出後において収支のあったときは、その分についてのみ費目ごとに記載し、
収支の日から7日以内に第2回分として前回の合計額に加算して提出してください。

(3) 報告書の提出部数

報告書は、1部提出してください。記載は黒色のペンでしてください。なお、用紙に鉛筆で記入し、そのコピーによって提出されても差し支えありません。また、パソコンによる打ち出しの縮小コピー（A4版）でも、当委員会のお渡しする用紙と同一項目、同一配列であれば差し支えありません。

7 収支報告書の添付書類

報告書を提出するときは領収書その他の支出を証すべき書面の写し（これらの書類を徴し難い事情があったときは、その旨並びに支出の金額、年月日及び目的を記載した書面「領収書を徴し難い事情があった支出の明細書」（記載例はP33））及び報告書に真実の記載がなされていることを誓う旨の文書を添付しなければなりません。（法189条）

※金融機関への振込みを利用し、支出した相手方から領収書を徴することができなかった場合は、「振込明細書に係る支出目的書」（記載例はP34）又は「領収書を徴し難い事情があった支出の明細書」と振込明細書の写しを添付のこと。

8 選挙運動費用とみなされない支出

選挙運動に要した費用は、原則的には、選挙運動費用の中に算入されるのですが、次に掲げるものは、選挙運動費用とみなされないことになっております。（法197条）

- (1) 立候補準備に要した支出で、候補者又は出納責任者となった者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの（これは、候補者又は出納責任者が全然関知しないものですから、これを帳簿に記入して届出をすることができないので除外しています。）
- (2) 候補者として届出後、候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの
- (3) 候補者が乗用する船車等に要した支出（これは候補者本人にかかる一切の交通費は費用に計上しないということです。）
- (4) 選挙期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出
- (5) 選挙運動に関して支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料（ただし、消費税は選挙運動費用として算入）
- (6) 公職選挙法第14章の3の規定により政党その他の政治団体が行う選挙運動のために要した支出（ただし、当該団体の政治資金収支報告書に計上する必要があります。）
- (7) 主として選挙運動のために使用する自動車又は船舶のために要した支出（公費負担適用の有無にかかわらず選挙運動費用の中に算入する必要はありません。）

以上7項目が選挙運動費用から除外されておりますので、記載する必要はありません。

なお、このほかによく供託金が記載されていることもありますが、これも記載する必要はありません。

また、候補者の日常生活と密接な関係にある費用は選挙運動費用から除外されます。例えば、「候補者の自宅を選挙事務所に使用したとき」などは費用に加算しなくても結構です。

なお、これに類した実例、判例は次のとおりです。

- 候補者の家族又は親族が労務を提供した場合は、時価に換算して計上すべきですが、本業の合間の短時間の労務の提供など見積ることが困難であるような場合は、加算する必要はあ

りません。

- 労務者の傷害などに要した医療費は加算する必要はありません。
- 選挙運動のために備えた椅子、机、ガラス等の破損弁償金のように通常の損料に属しないものは加算する必要はありません。
- 選挙運動員が従来から日常の生活に使用する自転車を使用した場合は、加算する必要はありません。
- 選挙運動員が自己名義の定期乗車券を使用して運動した場合は、その費用は加算する必要はありません。
- 風雨による看板の復旧費は、加算する必要はありません。

9 選挙運動に従事する者に支給できる実費弁償、選挙運動のために使用する労務者の報酬及び実費弁償等

選挙運動に従事する者や選挙運動のために使用する労務者に対する実費弁償及び報酬は、選挙運動費用を膨大ならしめないために、一定の制限が設けられています。(法 197 条の 2)

この制限に違反すると、買収の推定を受ける場合があります。

区 分		実費弁償	報 酬	摘 要
選挙運動に従事する者	一般の選挙運動員	支給できる。 下記 (1) 参照	支給できない	1 選挙事務員等届が必要 (P 12「選挙事務員等届」「選挙事務員等異動届」参照) 2 人数制限あり (P 48「選挙運動に従事する者等に対する実費弁償及び報酬の支給」参照)
	選挙運動のために使用する事務員 (選挙運動のために雇い入れられた) 者で、選挙運動に関する事務に従事するものであり、街頭演説等選挙人に直接働きかける行為を行う者は含まれない。		支給できる	
	専ら選挙運動用自動車・船舶の上において選挙運動のために使用する者 (いわゆるうぐいす嬢のように選挙運動用自動車・船舶の上において連呼行為等の選挙運動を行うことを本務として雇用された者である。)		下記 (4) 参照	
	専ら手話通訳のために使用する者			
選挙運動のために使用する労務者 (選挙運動を行うことなく、立候補準備行為及び選挙運動に付随して行う機械的労務 (例えばポスター貼り、葉書の宛名書及び発送、自動車の運転等) に従事する者である。)		支給できる。 下記 (3) 参照	支給できる。 下記 (2) 参照	

(1) 選挙運動に従事する者 1 人に対して支給することができる実費弁償の種別及びその額の最高額は次のとおりです。

- ① 鉄道賃……………鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- ② 船 賃……………水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- ③ 車 賃……………陸路旅行 (鉄道旅行を除く。) について、路程に応じた実費額
- ④ 宿泊料 (食事料 2 食分を含む。) …………… 1 夜につき 12,000 円
- ⑤ 弁当料…………… 1 食につき 1,000 円、1 日につき 3,000 円
- ⑥ 茶菓料…………… 1 日につき 500 円

(2) 選挙運動のために使用する労務者 1 人に対し支給することができる報酬の額は次のとおりです。

- ① 基本日額……………10,000 円以内。ただし、弁当を提供した場合は、提供した弁当の実費に相当する額を差し引いた額
- ② 超過勤務手当…………… 1 日につき基本日額の 5 割以内
- (3) 選挙運動のために使用する労務者 1 人に対し支給することができる実費弁償の額は次のとおりです。
 - ① 鉄道賃、船賃及び車賃……………(1)の①、②及び③に掲げる額
 - ② 宿泊料（食事料を除く。）…………… 1 夜につき 10,000 円
- (4) 選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら選挙運動用自動車・船舶の上において選挙運動のために使用する者及び専ら手話通訳のために使用する者であって、「選挙事務員等届（異動届）」であらかじめ市選挙管理委員会に届け出た者に限る。） 1 人に対し支給することができる報酬の額は次のとおりです。
 - ① 選挙運動のために使用する事務員…………… 1 日につき 10,000 円以内
 - ② 専ら選挙運動用自動車・船舶の上において選挙運動のために使用する者及び専ら手話通訳のために使用する者…………… 1 日につき 15,000 円以内

10 帳簿及び書類の保存

出納責任者は、会計帳簿、明細書及び領収書その他の支出を証すべき書面を、選挙運動費用収支報告書提出の日から 3 年間保存しなければなりません。（法 191 条）

11 会社、労働組合等の寄附の禁止

会社、労働組合等の全ての団体（政治団体を除く。）が、政治活動（選挙運動を含む。）に関して、公職の候補者及び候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）に対して寄附することは禁止されています。

会 計 帳 簿 (記 載 例)

1 収入簿

月 日	金額又は 見積額	種 別	寄 附 を し た 者			金銭以外の寄附 及びその他の収入 の見積の根拠	備 考
			住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は 団 体 名	職 業		
○・○	円 750,000	その他の収入	養父市○○○○ ○番地○	甲野 太郎	会社社長		自己資金
○・○	100,000	寄附金	○○県○○市○○ ○番地	○○党本部			公認料
○・○	35,000	寄附	養父市○○ ○番地	乙野 太郎		1台 5,000円 7日分	拡声機 無償提供
○・○	10,500	寄附	養父市○○ ○番地	丙野 三郎	農業	机3脚椅子10脚 1,500円 7日分	備 品 無償提供
○・○	50,000	寄附	養父市○○ ○番地	丙野 三郎	農業	1日 10,000円 5日分	労 務 無償提供

備 考

- 1 この帳簿には、選挙運動に関する全ての寄附、寄附金及びその他の収入を記載してください。
- 2 債務の免除、保証その他金銭以外の財産上の利益の收受については、その債務又は利益を時価に見積もった金額を記載してください。
- 3 「種別」の欄には寄附、寄附金又はその他の収入の区別を明記してください。
- 4 寄附及びその他の収入が金銭以外のものであるときは、「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載してください。
- 5 寄附のうち金銭、物品その他財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日現在において記載し、その旨並びに履行の有無及び年月日等を「備考」欄に記載してください。
- 6 前各号に定めるもののほか、出納責任者において必要と認める事項を記載することができます。

2 支出簿

(1) 立候補準備のために支出した費用

(5) 印刷費

月 日	金額又は見積額			支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の 支出の見積 の根拠	支出を した者 の別	備 考
	金銭支 出	金銭以外 の支出	合 計		住所又は主たる事務所 の所在地	氏名又は 団 体 名	職 業			
〇・〇	円 67,800	円	円 67,800	ポスターの 印刷	養父市〇〇 〇番地	〇〇印刷所	印刷業		候補者	公費負担対象
.										
.										

(2) 選挙運動のために支出した費用

(1) 人件費

月 日	金額又は見積額			支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の 支出の見積 の根拠	支出を した者 の別	備 考
	金銭支 出	金銭以外 の支出	合 計		住所又は主たる事務所 の所在地	氏名又は 団 体 名	職 業			
〇・〇	円	円 50,000	円 50,000	人夫賃	養父市〇〇 〇番地	丙野 三郎	農業	10,000×5日	出納責 任者	労務無償提供
〇・〇	70,000		70,000	事務員報酬	養父市〇〇 〇番地	〇〇 〇〇	無職		〃	10,000×7日
〇・〇	70,000		70,000	〃	養父市〇〇 〇番地	〇〇 〇〇	無職		〃	10,000×7日
〇・〇	70,000		70,000	〃	養父市〇〇 〇番地	〇〇 〇〇	無職		〃	10,000×7日
〇・〇	70,000		70,000	〃	養父市〇〇 〇番地	〇〇 〇〇	無職		〃	10,000×7日

(2) 家屋費 ① 選挙事務所費

月 日	金額又は見積額			支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の 支出の見積 の根拠	支出を した者 の別	備 考
	金 銭 支 出	金 銭 以 外 の 支 出	合 計		住所又は主たる事務所 の所在地	氏名又は 団 体 名	職 業			
○・○	円	円 10,500	円 10,500	備品借上料	養父市○○ ○番地	丙野 三郎	農業	机 3脚椅子 10脚 1,500 円 7日分	出納責 任者	備 品 無償提供

備 考

- この帳簿には、選挙運動に関する全ての支出を記載してください。
- この帳簿には、(1) 立候補準備のために支出した費用 (2) 選挙運動のために支出した費用の2科目を設けて（又は各々分冊して）、記載し「支出をした者の別」の欄に、出納責任者の支出、候補者の支出、その他支出の別を明記してください。
- この帳簿の各科目には、(1)人件費 (2) 家屋費 (① 選挙事務所費 ② 集会会場費等) (3) 通信費 (4) 交通費 (5) 印刷費 (6) 広告費 (7) 文具費 (8) 食料費 (9) 休泊費 (10) 雑費の費目を設けて、費目ごとに記載してください。
- (1) 金銭による支出をしたときは、「金額又は見積額」欄中の「金銭支出」の欄に記載してください。支出の内訳がある場合は「備考欄」に、員数、日数、単価等を記載してください。
(2) 財産上の義務を負担し又は建物、船車、飲食物、その他の金銭以外の財産上の利益を使用し、若しくは費消したときは、同欄中「金銭以外の支出」の欄に時価に見積もった金額を記載し、「金銭以外の支出の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載してください。
(3) 「金銭支出」と「金銭以外の支出」とは別行に記載してください。
- 「支出の目的」の欄には、事務員報酬、労務者報酬、事務所借上料等具体的に記載してください。
- 支出のうち金銭、物品その他財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日現在において記載し、その旨並びにその履行の有無及び年月日を「備考」欄に記載してください。
- 選挙運動に係る公費負担対象支出（選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラについては、「備考欄」にその旨を記載してください。
- 前各号に定めるもののほか、出納責任者において必要と認める事項を記載することができます。

収入の部の内訳

月 日	金額又は 見積額	種 別	寄 附 を し た 者			金銭以外の寄附 及びその他の収入 の見積の根拠	備 考
			住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は 団 体 名	職 業		
○・○	円 750,000	その他の収入	養父市○○○○ ○番地○	甲野 太郎	会社社長		自己資金
○・○	100,000	寄附金	○○県○○市○○ ○番地	○○党本部			公認料
○・○	35,000	寄附	養父市○○ ○番地	乙野 太郎		1台 5,000円 7日分	拡声機無償提供
○・○	10,500	寄附	養父市○○ ○番地	丙野 三郎	農業	机3脚椅子10脚 1,500円 7日分	備品無償提供
○・○	50,000	寄附	養父市○○ ○番地	丙野 三郎	農業	1日 10,000円 5日分	労務無償提供
合 計	945,500						

5 支出の部

計	立候補準備のための支出	166,765円
	選挙運動のための支出	807,700円
	計	974,465円
前回報告までの計	立候補準備のための支出	円
	選挙運動のための支出	円
	計	円
総 計	立候補準備のための支出	166,765円
	選挙運動のための支出	807,700円
	計	974,465円

支出のうち公費負担相当額

項目	単価 (A)	数量 (B)	金 額
ポスターの作成	300円	226枚	67,800円
	円	枚	円
計			67,800円

支出の部の内訳

費目	区分	立候補準備のための支出	選挙運動のための支出	計
(1) 人件費		円	330,000円	330,000円
(2) 家屋費		14,000円	45,500円	59,500円
① 選挙事務所費		14,000円	45,500円	59,500円
② 集合会場費等		円	円	円
(3) 通信費		円	4,100円	4,100円
(4) 交通費		9,400円	円	9,400円
(5) 印刷費		67,800円	24,000円	91,800円
(6) 広告費		70,300円	65,000円	135,300円
(7) 文具費		4,450円	6,600円	11,050円
(8) 食料費		円	325,500円	325,500円
(9) 休泊費		円	円	円
(10) 雑費		815円	7,000円	7,815円
計		166,765円	807,700円	974,465円

支出の部の内訳（明細）

費目（1）人件費

月日	金額又は見積額	区分	支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の支出の見積の根拠	支出をした者の別	備考
				住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職業			
○・○	円 50,000	選挙運動	労務者報酬	養父市○○○番地	甲野 三郎	農業	10,000円×5日	出納責任者	労務無償提供
○・○	70,000	〃	事務員報酬	養父市○○○番地	○○ ○○	無職		〃	10,000円×7日
○・○	70,000	〃	事務員報酬	養父市○○○番地	○○ ○○	無職		〃	10,000円×7日
.....									
頁小計	330,000								
費目合計	330,000								

費目（5）印刷費

月日	金額又は見積額	区分	支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の支出の見積の根拠	支出をした者の別	備考
				住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職業			
○・○	円 67,800	立候補準備	ポスターの印刷	養父市○○○番地	○○印刷所	印刷業		出納責任者	公費負担
.....									
頁小計	91,800								
費目合計	91,800								


費目 (2) 家屋費 ① 選挙事務所費

月 日	金額又は 見積額	区 分	支出の目的	支 出 を 受 け た 者			金銭以外の支出 の見積の根拠	支出を した者 の別	備 考
				住所又は主たる事務所 の所在地	氏名又は 団 体 名	職 業			
○・○	円 14,000	立候補準備	電話仮設費	豊岡市山王町○番地	N T T	通信業		出納責 任者	
○・○	円 10,500	選挙運動	備品借上料	養父市○○ ○番地	丙野 三郎	農業	机3脚、椅子10 脚 1,500円7 日分	出納責 任者	備品無償提供
頁 小計	59,500								
費目 合計	59,500								

宣 誓 書

この報告書は、公職選挙法の規定に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和2年○月○○日

出納責任者 住 所 兵庫県養父市○○ ○番地
氏 名 乙 野 二 郎 
連絡先電話 (079) ○○○-○○○○


(記載例)

領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書 (記載例)

支払の月日	支出の金額 円	区 分	支出の目的	領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難かった事情
○. ○	67,800	立候補準備	ポスターの印刷	公費負担
○. ○	10,500	選挙運動	備品借上料	備品無償提供 (机 3脚、椅子 10脚、7日分)
○. ○	35,000	〃	拡声機借上料	拡声機無償提供 (1台 7日分)
○. ○	50,000	〃	労務者報酬	労務無償提供 (丙野三郎氏 ○月○日から○月○日までの5日分)

1 令和2年10月18日執行 養父市長選挙

2 公職の候補者 住所 兵庫県養父市○○○ ○番地○
氏名 甲野太郎

3 出納責任者 住所 兵庫県養父市○○ ○番地
氏名 乙野二郎 


備考

- 1 「区分」の欄には、立候補準備のために要した費用及び選挙運動のために支出した費用の区分を明記してください。
- 2 「支出の目的」の欄は、支出の目的 (労務者報酬、事務所借上料等)、員数等を具体的に記載してください。

(記載例)

振込明細書に係る支出目的書 (記載例)

支出の費目	支出の目的
食料費	弁当代

- 1 令和2年10月18日執行 養父市長選挙
- 2 公職の候補者 住所 兵庫県養父市〇〇〇 〇番地〇
氏名 甲野 太郎
- 3 出納責任者 住所 兵庫県養父市〇〇 〇番地
氏名 乙野 二郎 

備考

- 1 「支出の費目」の欄は、人件費、家屋費（選挙事務所費、集合会場費等）、通信費、交通費、印刷費、広告費、文具費、食料費、休泊費、雑費を記載してください。
- 2 「支出の目的」の欄は、支出の目的（労務者報酬、事務所借上料等）、員数等を具体的に記載してください。
- 3 支出の目的ごとに別葉としてください。
- 4 支出の目的に対応する振込明細書の写しと併せて提出してください。

第2部 選挙公報掲載文原稿
記載上の注意事項

選挙公報は、候補者から提出された原稿をそのまま写真製版して印刷しますので、原稿を作成されるときは、次の事項に注意してください。

1 提出する写真について

- (1) 候補者の写真は同一のものを2枚提出してください。
- (2) ポラロイドカメラ・インスタントカメラの類の写真は、製版ができませんので避けてください。
- (3) プリンターにより写真用紙等に出力したものは、仕上がりが不鮮明となりますので避けてください。
- (4) 規格は上半身（胸から上）の手札型（約8×10.5cm）としてください。
- (5) 無背景としてください。（背景は灰色の方が白よりも体の輪郭がはっきりします。）
- (6) できるだけ明るいタッチの写真の方がきれいに仕上がります。
- (7) 通常の服装が適当です。（なお、白っぽい服は、背景を灰色にしなければ輪郭がわかりにくくなります。）
- (8) カラー写真でも構いませんが、印刷は白黒ですので出来上がりは白黒写真より不鮮明になる場合があります。
- (9) 写真の裏面には、2枚とも必ず鉛筆で所属党派及び氏名を記載（裏うつりに注意）し、原稿用紙の写真欄には貼らないで提出してください。

2 原稿用紙の使い方

- (1) 原稿用紙は、市選挙管理委員会が交付した原稿用紙のほかは使用することができません。ただし、写植印刷などの場合は他の用紙を使用して印刷のうえ、原稿用紙に貼りつけても差し支えありません。
- (2) 原稿用紙の大きさは、実際の選挙公報に登載されるものと同じ大きさです。
- (3) 原稿用紙欄外の連絡責任者氏名、電話番号は必ず記入してください。

3 掲載文の書き方

掲載文は、原稿用紙の黒い枠内に記入しなければなりません。

- (1) 右端上方の青罫四角内（候補者写真欄）には、候補者の写真を登載しますので掲載文は記入しないでください。なお、選挙公報には、候補者写真欄以外には写真を掲載することができません。
- (2) 写真四角枠下の青罫四角枠内（氏名欄）には、候補者の氏名（戸籍簿に記されている氏名、通称使用の認定を受けられた方はその通称）を縦書きで記載してください。なお、所属党派や年齢も記入することができます。
- (3) (1)・(2)の左方の青原稿用紙枠内には候補者の政見、経歴等を記載してください。なお、この枠は、目安として印刷してあるもので、文字数等を制限するものではありません。
- (4) 記載文字は、黒い枠外にはみ出しますと、公報には登載できませんのでご注意ください。
- (5) 掲載文は、必ず黒色の色素を用いて色の濃淡がないように記入（句点、読点は特に明確に）してください。ただし、次の事項に注意してください。
 - ア 水性サインペンの使用は避けてください。
 - イ 万年筆を使用される場合は、太めのものを使用してください。
 - ウ ボールペンの使用は極力避けてください。もし使用する場合には、力を入れてゆっくり

書いてください。

エ 原稿用紙へのタイプ直打ちは避けてください。

オ 過去の経験からすれば、掲載文は写植印刷されるのが、選挙公報として出来上がった場合鮮明できれいです。この場合、字体は正体の方が長体よりも出来上がりが大きく見えます。また、フォントの小さなゴシック体や白抜き文字は、印刷が不鮮明となることがあります。

- (6) 文字の大きさに制限はありませんが、氏名のみを氏名欄に記載の氏名より大きく記載することはできません。
- (7) 掲載文に図、イラストレーションなどを記載しようとする場合には、それらの部分に係る面積の合計面積は、原稿用紙に掲載文を記載することができる面積（候補者写真欄は除きます）のおおむね2分の1を超えないようにしてください。
- (8) 掲載文は、しわになると、写真に撮影したときにしわが写る場合がありますから、しわにならないようお渡ししているカードケースに入れて提出してください。（正・副2枚）
- (9) 黒い枠、写真枠、青罫線は記入する場合の便宜のために入れてあるものですので、写真製版するときは写りません。

4 その他

- (1) 誤字、汚損しているもの、折目のあるもの等は、そのまま写真に写りますのでご注意ください。
- (2) 訂正は、白紙を貼ってその上に記載すればできますが、「裏うつり」がすることもありますのでご注意ください。
- (3) 掲載文には、他人の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも選挙公報としての品位をそこなうような事項は記載できません。

第 3 部 選舉運動參考事項

○ 選挙執行に関する主な日程

	(根拠法令)
告示日 …………… 10月11日(日)	法33⑤
投票日 …………… 10月18日(日)	法33①
午前7時から午後8時まで(一部の地域を除く。)	

1 選挙人名簿登録(選挙時登録)	
基準日 …………… 10月10日	法22③
登録日 …………… 10月10日	法22③
異議申出期限 …………… 10月11日	法24①
2 立候補届出日 …………… 10月11日	法86の4①、②
3 補充立候補届出最終日 …………… 10月15日	法86の4⑥
4 選挙公報掲載申請期限 …………… 10月11日	公報条例3
5 選挙立会人の届出期限 …………… 10月15日	法62①、76
6 ポスター掲示場にポスターを掲示できる期間	法129、143⑥
10月11日から10月17日まで	
〔 ただし、10月17日までに掲示したポスターは、選挙当日においても掲示しておくことができる。 〕	
7 選挙会(開票) …………… 10月18日	法80①
8 当選告示(当選の効力発生) …………… 10月18日	法101の3②、102
9 当選証書付与 …………… 10月19日	法105①
10 選挙運動費用の収支報告書	
提出期限(第1回分) …………… 11月 2日	法189①
11 選挙の効力に関する異議申出期限 …………… 11月 2日	法202①
12 当選の効力に関する異議申出期限 …………… 11月 2日	法206①

項 目	内 容	根拠法令
供 託	100万円の現金又は額面100万円の国債証書（その権利の帰属が社債等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。）	法92①
供託物の没収	1 得票数が、有効投票の総数の10分の1に達しないとき。 2 候補者を辞退した場合、公務員となったため立候補の辞退とみなされる場合及び候補者届出が却下された場合	法93① 法93②
法定得票数	有効投票の総数の4分の1以上の得票	法95①
選挙運動費用の最高制限額	算 式 10月10日現在における選挙人名簿登録者数×81円+310万円＝最高制限額（100円未満切上げ） ※ 参考までに令和2年6月1日現在の名簿登録者数（19,923人）で計算した金額は4,713,800円です。 今回の選挙に際して選挙時登録を行うので、正式な額は10月11日付けで告示するとともに、立候補受付の際に立候補者にお知らせします。	法194 令127①
選挙事務所	1 設置できる者は、候補者又は推薦届出者に限る。 2 設置できる数は、候補者1人につき1か所に限られる。 3 選挙事務所は、1日につき1回を超えて移動（廃止に伴う設置を含む。）することができない。 4 設置又は異動のつど直ちに市選挙管理委員会に届出書を提出しなければならない。 5 選挙事務所は選挙当日でも設置することができるが、 投票所を設けた場所の入口から300メートル内の区域には設置できない。	法130① 法131① 法131② 法130② 市規程8 法132
選挙運動用自動車又は船舶	1 使用できる台数は 自動車1台又は船舶1隻 に限る。 2 使用できる自動車 (1) 乗車定員10名以下の乗用自動車 (2) 乗車定員4人以上10人以下の小型自動車（バン型等） (3) 四輪駆動式の自動車で車両重量2トン以下のもの（ジープ等） ただし、次のものは使用できない。 ① 構造上宣伝を主たる目的とするもの ② 構造上、屋根・側面・後面の全部又は一部があけっぱなしになっているもの（二輪自動車を除く。） ③ (1)、(2)の自動車で屋根がとりはずせたり、開くことができるもの	法141① 法141①、⑥ 令109の3

項 目	内 容	根拠法令
	<p>④ (3)の自動車については、屋根の開閉できるものでも使用できるが、走行中開いて使用することはできない。</p> <p>3 使用中は、市選挙管理委員会が交付する表示板（表示板の交付数は1）を掲げなければならない。</p> <p>4 乗車又は乗船できる人数は、候補者、運転手（1人）及び船員を除き自動車1台又は船舶1隻につき4人以内である。</p> <p>5 上記の4人は市選挙管理委員会が交付する乗車・船用の腕章（腕章の交付数は4）を着用しなければならない。</p>	<p>法141⑤ 市規程12 法141の2① 法141の2② 市規程14</p>
選挙運動用自動車の公費負担	<p>1 自動車は、供託物が市に帰属することとならない限り、一定の金額の範囲内で公費負担により使用することができる。</p> <p>2 この場合、候補者は自動車の使用に際し、次のいずれか又はその両方を用いて契約をしなければならない。（ただし、(2)において候補者と生計を一にする親族（当該業務を業として行う者を除く。）と契約する場合は、公費負担とならない。）</p> <p>(1) 「一般乗用旅客自動車運送事業者」（ハイヤー業者）との運送契約</p> <p>(2) $\left\{ \begin{array}{l} \text{レンタカーなどの借入れの契約} \\ \text{ガソリンなどの燃料の供給契約} \\ \text{運転手の雇い入れ契約} \end{array} \right\}$</p> <p>3 2の契約を結んだ後直ちに（立候補の届出前に契約したものについては立候補の届出後直ちに）当該契約書の写しを添え「選挙運動用自動車の使用契約届出書」を市選挙管理委員会に提出しなければならない。</p> <p>4 候補者は、使用の実績に基づいて、契約の相手方に「選挙運動用自動車使用証明書」（燃料の使用証明書には、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号、燃料供給量及び燃料供給金額が記載されたもの）の写しを添えて）を交付しなければならない。</p> <p>なお、燃料の供給契約の場合には「選挙運動用自動車燃料代確認申請書」を市選挙管理委員会に提出し、「選挙運動用自動車燃料代確認書」を受領のうえ、当該確認書を燃料供給業者に交付しなければならない。</p> <p>5 公費負担の限度額は次のとおりであり、この限度を超え</p>	<p>公営条例2 公営条例3 公営条例4 公営条例3 公営規程2 公営規程5 公営規程3 公営規程4 公営条例4</p>

項 目	内 容	根拠法令
	<p>る金額は候補者が負担しなければならない。</p> <p>2の(1)の契約 運送1日につき64,500円(1台に限る)</p> <p>2の(2)の契約</p> <p>自動車借上料 借入1日につき15,800円(1台に限る)</p> <p>燃料代(立候補の日から選挙の期日の前日までの日数 —ハイヤー等の借上げ日数)×7,560円</p> <p>運転手人件費 雇入れ1日につき12,500円(1人に限る)</p> <p>ただし、同一日に2の(1)と(2)の契約が重複してなされている場合は、いずれかの一の契約のみに公費による負担を行う。</p>	公営条例5
拡 声 機	<p>1 使用できる数は、候補者1人につき一揃</p> <p>2 使用中は、市選挙管理委員会が交付する表示証(表示証の交付数は1)を掲示しなければならない。</p> <p>3 このほか、個人演説会(演説を含む。)の開催中、その会場において別に一揃を使用できる。(この場合は、表示証は不要)</p>	<p>法141①</p> <p>法141⑤</p> <p>市規程12</p> <p>法141①但書</p>
頒布することができる文書図画	<p>通常葉書8,000枚、ビラ16,000枚、ウェブサイト等を利用する方法(インターネット等を利用する方法のうち電子メールを利用する方法を除いたもの。)及び電子メールを利用する方法によるもののほかは一切頒布することができない。</p>	法142①
通 常 葉 書	<p>1 候補者1人につき8,000枚が無料で交付される。</p> <p>2 候補者は、選挙長が発行した候補者用通常葉書使用証明書を、八鹿郵便局の窓口に掲示して交付を受ける。</p> <p>3 上記の通常葉書には、選挙用である旨の表示のスタンプが押捺してある。</p> <p>4 交付される枚数の全部又は一部の交付を受けない場合は、その交付を受けない枚数に限り、手持ちの通常葉書(私製を含む。)を選挙郵便物に充てることができる。この場合は、八鹿郵便局の窓口に候補者用通常葉書使用証明書を提示し、当該通常葉書を提出し、選挙用である旨の表示スタンプの押捺を受けなければならない。</p> <p>5 記載内容には格別の制限がない。ただし、その内容が犯罪を構成する場合には、それぞれの法律の処罰の対象となる。</p> <p>6 通常葉書を差し出す場合は、ポストに入れずに選挙長が発行した選挙運動用通常葉書差出票を添えて八鹿郵便局の窓口に差し出さなければならない。</p>	<p>法142①、⑤</p> <p>郵規2①</p> <p>郵告</p> <p>法142⑤</p> <p>郵規2②、3</p> <p>郵規8</p>

項 目	内 容	根拠法令
ビ ラ	<p>1 候補者は、市選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラを合計16,000枚の範囲内に限り頒布できる。</p> <p>2 ビラの大きさは、29.7cm×21cm（A4版）以内である。</p> <p>3 ビラの表面に頒布責任者の住所、氏名及び印刷者の住所、氏名（法人にあっては名称・所在地）を記載しなければならない。</p> <p>4 ビラの頒布の方法は新聞折込みの方法か次の場所における頒布に限られている。 (1) 選挙事務所内 (2) 個人演説会の会場内 (3) 街頭演説の場所</p> <p>5 ビラは市選挙管理委員会の交付する証紙を貼付しなければならない。</p>	<p>法142①</p> <p>法142⑧</p> <p>法142⑨</p> <p>法142⑥ 令109⑥</p> <p>法142⑦</p>
ビラ作成の公費負担	<p>1 ビラは、供託物が市に帰属することとならない限り、一定の金額の範囲内で公費負担により作成することができる。</p> <p>2 公費負担によりビラを作成しようとするときは、次の手続が必要である。 (1) ビラ作成業者と「作成契約」を結ぶ。 (2) 上記契約後直ちに（立候補の届出前に契約したものについては立候補の届出後直ちに）当該契約書の写しを添え、「選挙運動用ビラ作成契約届出書」を市選挙管理委員会に提出する。 (3) 一方、候補者は契約の相手方に、作成の実績に基づいて「選挙運動用ビラ作成証明書」を交付する。 (4) 市選挙管理委員会に「選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書」を提出し、ビラの作成枚数が法定枚数の範囲内であることの確認を求める。（この確認は一の契約ごとに行い、法定枚数に達するまで何度でも確認を求めることができる。） (5) (4)により市選挙管理委員会が発行した「選挙運動用ビラ作成枚数確認書」を作成業者に交付する。 (6) 作成業者は請求書に(3)の「証明書」と(5)の「確認書」を添付して市選挙管理委員会に請求しなければならない。 以上の手続を図示すれば次のようになる。</p>	<p>法142⑩ 公営条例7</p> <p>公営条例8</p> <p>公営規程2</p> <p>公営規程5</p> <p>公営規程3</p> <p>公営規程4</p>

項 目	内 容	根拠法令												
	<div style="text-align: center;"> <p>(1) (2) (3) (4) (5) (6)</p> </div> <p>3 公費負担の限度額は次のとおりであり、この限度を超える金額は候補者が負担しなければならない。</p> <p style="padding-left: 40px;">限度額＝単価×確認された作成枚数</p> <p>(1) 単価 7 円 51 銭</p> <p>(2) 確認された作成枚数 16,000 枚以内で市選挙管理委員会が確認した枚数</p>	<p>公営条例9</p>												
<p>掲示することができる文書図画</p>	<p>1 選挙運動のために使用する文書図画は、次のもの以外は掲示することができない。</p> <p>(1) 選挙事務所を表示するためにその場所において使用できるもの</p> <table style="border: none;"> <tr> <td style="vertical-align: middle;"> <ul style="list-style-type: none"> ① ポスター ② 立 札 ③ 看板の類 </td> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle; padding: 0 10px;">}</td> <td style="vertical-align: middle;"> <p>大きさは縦350cm、横100cm以内</p> <p>数は通じて3以内</p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: middle;">④ ちょうちん</td> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle; padding: 0 10px;">}</td> <td style="vertical-align: middle;"> <p>数は1箇のみ</p> <p>大きさは高さ85cm、直径45cm以内</p> </td> </tr> </table> <p>(2) 選挙運動用自動車又は船舶に取り付けて使用できるもの</p> <table style="border: none;"> <tr> <td style="vertical-align: middle;"> <ul style="list-style-type: none"> ① ポスター ② 立 札 ③ 看板の類 </td> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle; padding: 0 10px;">}</td> <td style="vertical-align: middle;"> <p>大きさは縦273cm、横73cm</p> <p>数は制限なし</p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: middle;">④ ちょうちん</td> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle; padding: 0 10px;">}</td> <td style="vertical-align: middle;"> <p>数は1箇のみ</p> <p>大きさは高さ85cm、直径45cm以内</p> </td> </tr> </table> <p>(3) 候補者が使用するたすき、胸章、腕章の類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① ポスター ② 立 札 ③ 看板の類 	}	<p>大きさは縦350cm、横100cm以内</p> <p>数は通じて3以内</p>	④ ちょうちん	}	<p>数は1箇のみ</p> <p>大きさは高さ85cm、直径45cm以内</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① ポスター ② 立 札 ③ 看板の類 	}	<p>大きさは縦273cm、横73cm</p> <p>数は制限なし</p>	④ ちょうちん	}	<p>数は1箇のみ</p> <p>大きさは高さ85cm、直径45cm以内</p>	<p>法143①、⑦、⑨、⑩</p> <p>法143①、⑨、⑩</p> <p>法143①</p>
<ul style="list-style-type: none"> ① ポスター ② 立 札 ③ 看板の類 	}	<p>大きさは縦350cm、横100cm以内</p> <p>数は通じて3以内</p>												
④ ちょうちん	}	<p>数は1箇のみ</p> <p>大きさは高さ85cm、直径45cm以内</p>												
<ul style="list-style-type: none"> ① ポスター ② 立 札 ③ 看板の類 	}	<p>大きさは縦273cm、横73cm</p> <p>数は制限なし</p>												
④ ちょうちん	}	<p>数は1箇のみ</p> <p>大きさは高さ85cm、直径45cm以内</p>												

項 目	内 容	根拠法令
	<p>(4) 個人演説会場で、その演説会開催中利用できるもの</p> <p>① 会場外</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ポスター ○ 立 札 ○ 看板の類 <p>大きさは縦273cm、横73cm以内 数は通じて2以内</p> <p>② 会場内</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ポスター ○ 立 札 ○ 看板の類 <p>大きさは縦273cm、横73cm以内 数の制限はなし</p> <p>③ ちょうちん 会場内外を通じて1箇 大きさは高さ85cm、直径45cm以内</p> <p>また、①、②及び③の文書図画には、その表面に掲示責任者の氏名及び住所を記載しなければならない。</p> <p>(5) 選挙運動用ポスターは掲示板ごとに各1枚を掲示できる。 大きさは長さ42cm、幅30cm以内</p> <p>2 アドバルーン、ネオン・サイン又は電光による表示、スライド映写の類は一切禁止される。</p> <p>3 1の(1)、(5)の文書図画は、選挙の当日も掲示しておくことができる。</p> <p>4 1の(1)、(2)又は(4)の文書図画は、選挙事務所を廃止したとき、自動車、船舶を主として選挙運動のために使用することをやめたとき、又は演説会が終了したときは、直ちに撤去しなければならない。</p>	<p>法143①、⑧、⑨、⑩</p> <p>令110</p> <p>法143①、④、144④</p> <p>法143②</p> <p>法143⑤、⑥</p> <p>法143の2</p>
選挙運動用ポスター	<p>1 ポスターは、市選挙管理委員会が設置する公営ポスター掲示場以外に掲示することができない。</p> <p>2 ポスターの大きさは、長さ42cm、幅30cmを超えてはならない。</p> <p>3 色彩、記載内容には制限はない。ただし、その内容が犯罪を構成する場合には、それぞれの法律の処罰の対象となる。</p> <p>4 ポスターにはその表面に掲示責任者の氏名及び住所、印刷者の氏名（法人は名称）及び住所を記載しなければならない。</p>	<p>法143④</p> <p>法144④</p> <p>法144⑤</p>
ポスター掲示場	<p>1 設置箇所数は、226箇所とする。</p> <p>2 掲示場は区画されており、その区画に右上から一連番号</p>	<p>法144の2⑧⑨ ポスター条例2</p>

項 目	内 容	根拠法令
	<p>が付されている。</p> <p>3 候補者は、立候補届出順位の番号と同一の番号を表示した区画に、選挙運動用ポスター1枚を掲示することができる。</p> <p>4 1区画の大きさは、おおむね縦横42cmとして作製されている。</p> <p>5 掲示しておくことができる期間は10月11日から10月17日までである。なお、この期間中に掲示したポスターは、選挙当日も掲示しておくことができる。</p> <p>また、選挙当日（10月18日）以外は貼りかえることができる。</p> <p>6 ポスター掲示場設置場所一覧及び図面は、予備審査時に一括交付する予定である。</p>	<p>法143④</p> <p>法144の2⑥</p> <p>法129</p> <p>法143⑥</p>
<p>ポスター作成の 公費負担</p>	<p>1 ポスターは、供託物が市に帰属することとならない限り、一定の金額の範囲内で公費負担により作成することができる。</p> <p>2 公費負担によりポスターを作成しようとするときは、次の手続が必要である。</p> <p>(1) ポスター作成業者と「作成契約」を結ぶ。</p> <p>(2) 上記契約後直ちに（立候補の届出前に契約したものであるについては立候補の届出後直ちに）当該契約書の写しを添え、「選挙運動用ポスター作成契約届出書」を市選挙管理委員会に提出する。</p> <p>(3) 一方、候補者は契約の相手方に、作成の実績に基づいて「選挙運動用ポスター作成証明書」を交付しなければならない。</p> <p>(4) 市選挙管理委員会に「選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書」を提出し、ポスターの作成枚数が法定枚数の範囲内であることの確認を求める。（この確認は一の契約ごとに行い、法定枚数に達するまで何度でも確認を求めることができる。）</p> <p>(5) (4)により市選挙管理委員会が発行した「選挙運動用ポスター作成枚数確認書」を作成業者に交付する。</p> <p>(6) 作成業者は請求書に(3)の「証明書」と(5)の「確認書」を添付して市選挙管理委員会に請求しなければならない。</p> <p>以上の手続を図示すれば次のようになる。</p>	<p>公営条例 11</p> <p>公営条例 12</p> <p>公営規程 2</p> <p>公営規程 5</p> <p>公営規程 3</p> <p>公営規程 4</p>

項目	内容	根拠法令
	<div style="text-align: center;"> </div> <p>3 公費負担の限度額は次のとおりであり、この限度を超える金額は候補者が負担しなければならない。</p> <p style="padding-left: 40px;">限度額＝単価×確認された作成枚数</p> <p>(1) 単価(単価の1円未満の端数は切上げ)</p> <p style="padding-left: 80px;">$\frac{310,500 \text{ 円} + 525 \text{ 円} 6 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}}$</p> <p>(2) 確認された作成枚数</p> <p style="padding-left: 40px;">ポスター掲示場数(226箇所)以内で市選挙管理委員会が確認した枚数</p>	<p>公営条例 13</p>
新聞広告	<p>1 選挙運動期間中、候補者は有料で2回に限り選挙に関して新聞広告ができる。</p> <p>2 候補者は、広告しようとする新聞社へ選挙長が発行した新聞広告掲載証明書を提出して申込みをしなければならない。</p> <p>3 1回の広告スペースは横9.6cm、縦2段組以内である。</p> <p>4 広告の内容は自由である。ただし、その内容が犯罪を構成する場合には、それぞれの法律の処罰の対象となる。</p> <p>5 広告する場所は、記事下に限られ、色刷りは認められない。</p> <p>6 2人以上共同して広告するときも、スペースは1人分の大きさに制限され、回数はそれぞれの候補者につき1回と計算される。</p>	<p>法149④</p> <p>市規程18</p> <p>規則19①</p> <p>規則19⑤</p>
個人演説会	<p>1 主催者は候補者に限られるが、演説は候補者以外の者でもできる。</p> <p>2 公営施設を使用して行う演説会は、開催期日前2日までに文書で市選挙管理委員会に申し出なければならない。</p> <p>公営施設とは</p>	<p>法161、161の2 162②</p> <p>法163</p> <p>法161①</p>

項 目	内 容	根拠法令						
	<p>① 学校及び社会教育法上の公民館</p> <p>② 地方公共団体の管理する公会堂</p> <p>③ 市選挙管理委員会の指定する施設 (指定施設は、P58 個人演説会等の施設の指定を参照してください。)</p> <p>3 公営施設を使用して行う演説会開催申出の用紙は、立候補予定者説明会の席上等あらかじめ市選挙管理委員会が交付したものをを使用すること。</p> <p>4 公営施設の使用の場合、候補者1人につき同一施設1回に限り無料である。</p> <p>5 上記施設の使用時間は、1回について5時間を超えてはならない。</p> <p>6 録音盤又は録音テープを使用して演説することもできる。</p> <p>7 公営施設以外の施設を使用する場合は、申出は要しない。任意にその施設の管理者の承諾を得て行うことができる。</p> <p>8 P42～43「掲示することができる文書図画」の1(4)参照のこと。</p>	<p>根拠法令</p> <p>令112①</p> <p>法164</p> <p>令112③</p> <p>法164の4</p> <p>法161の2</p>						
街頭演説	<p>1 演説者がその場所にとどまり、市選挙管理委員会が交付する標旗(標旗の交付数は1)を掲げてする場合に限られる。</p> <p>2 街頭演説のための選挙運動に従事する者は15人以内で、市選挙管理委員会が交付する街頭演説用の腕章又は乗車・船用の腕章を着用していなければならない。</p> <p>腕章の交付数は</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">{</td> <td>乗車・船用</td> <td style="padding-left: 20px;">4</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 2em;">{</td> <td>街頭演説用</td> <td style="padding-left: 20px;">11</td> </tr> </table> <p>3 街頭演説をすることができる時間は、午前8時から午後8時までに限られている。また、学校、病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏の保持に努めなければならない。</p> <p>4 録音盤又は録音テープを使用して演説することもできる。</p>	{	乗車・船用	4	{	街頭演説用	11	<p>法164の5</p> <p>法164の7 市規程23</p> <p>法164の6</p> <p>法164の4</p>
{	乗車・船用	4						
{	街頭演説用	11						
連呼行為	<p>1 連呼行為は、次の場合に限り許される。</p> <p>(1) 個人演説会場</p> <p>(2) 街頭演説(演説を含む。)</p>	<p>法140の2①</p>						

項 目	内 容	根拠法令
	<p>(3) 選挙運動用自動車又は船舶の上である場合（午前8時から午後8時までの間に限る。）</p> <p>2 学校、病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏の保持に努めなければならない。</p>	法140の2②
演説・連呼行為 禁止の場所	<p>次の場所では、公営施設使用の個人演説会のほかは演説及び連呼行為を行うことができない。</p> <p>① 国、地方公共団体の所有し、又は管理する建物（公営住宅を除く。）</p> <p>② 自動車、電車、バス、船舶（選挙運動用は除く。）及び停車場その他鉄道地内</p> <p>③ 病院、診療所その他の療養施設</p>	法166
選 挙 公 報	<p>1 公営により、1回発行する。</p> <p>2 選挙公報は、候補者が提出した原稿をそのまま写真製版により印刷する。</p> <p>3 原稿は、あらかじめ市選挙管理委員会が交付した選挙公報掲載文原稿用紙に黒色の色素により書かなければならない。（水性のサインペンは避けること。）</p> <p>4 掲載申請は、原稿及び候補者の写真とともに10月11日午後5時までに市選挙管理委員会へ提出しなければならない。</p> <p>5 原稿は2通、写真は上半身手札型（約8cm×10.5cm）で同一のもの2葉を提出しなければならない。（いわゆる3分間写真やポラロイドカメラ等による写真は製版できない。）</p> <p>6 選挙公報に掲載文を掲載する順序を定めるくじは10月11日午後6時から市選挙管理委員会で行う。</p> <p>7 選挙公報は、遅くとも10月16日までに各世帯に配布する。</p> <p>8 法第100条第4項の規定により投票を行う必要がなくなった場合は、選挙公報は発行しない。</p> <p>9 原稿記載上の詳細については、第2部「選挙公報掲載文原稿記載上の注意事項」を参照のこと。</p>	<p>公報条例2</p> <p>公報条例4</p> <p>公報規程8</p> <p>公報規程3</p> <p>公報条例3</p> <p>公報規程2</p> <p>公報条例3</p> <p>公報規程2</p> <p>公報規程7</p> <p>公報条例5</p> <p>公報条例6</p> <p>公報規程9</p>
選挙運動で禁止される行為	<p>1 選挙運動のために戸別訪問をすることは禁止される。</p> <p>2 いかなる方法をもってするを問わず、戸別に演説会の開催の周知又は候補者の氏名等を言い歩く行為も禁止される。</p> <p>3 選挙運動のため、自動車を連ね又は隊伍を組んで往来する等により氣勢を張る行為は禁止される。</p> <p>4 選挙運動のために、休憩所その他これに類似する設備を</p>	<p>法138①</p> <p>法138②</p> <p>法140</p> <p>法133</p>

項 目	内 容	根拠法令
選挙運動が制限される者	<p>設けることはできない。</p> <p>1 選挙事務関係者及び裁判官、警察官、収税官吏等の特定公務員は選挙運動をすることができない。</p> <p>2 不在者投票管理者は、不在者投票に関してその業務上の地位を利用して選挙運動をすることができない。</p> <p>3 公務員等（国家公務員、地方公務員で一般職たると特別職たるとを問わず全ての公務員をはじめ独立行政法人等の役職員等をいう。）は、その地位を利用して選挙運動をすることはできない。また、一般職の公務員は、公務員法上の制限も受ける。</p> <p>4 教育者は、その地位を利用して選挙運動をすることができない。また、公立学校の教職員は、公務員法上の制限も受ける。</p> <p>5 満18歳未満の者、選挙犯罪者等は、選挙運動をすることができない。</p>	<p>根拠法令</p> <p>法135①、136</p> <p>法135②</p> <p>法136の2</p> <p>法137</p> <p>法137の2、137の3</p>
飲食物の提供	<p>1 何人も、選挙運動に関し、湯茶及び通常用いられる程度の菓子以外の飲食物は、提供できない。</p> <p>2 選挙運動の期間中に限り選挙運動に従事する者及び労務者に対してのみ弁当を支給することができるが、その支給は、次の範囲内で許される。</p> <p style="padding-left: 40px;">45食×7日＝315食</p> <p style="padding-left: 40px;">ただし、選挙事務所で食事をするため又は運動員等が携行するため選挙事務所において支給する場合に限る。</p> <p>3 前記の1食分は1,000円以内で1人1日3,000円以内</p>	<p>法139</p> <p>法139</p> <p>令109の2 市規程27</p>
選挙運動に従事する者等に対する実費弁償及び報酬の支給	<p>1 選挙運動に従事する者には、実費弁償を支給することができる。ただし、3の届出事務員等及び労務者以外の者には報酬を支給することができない。</p> <p>2 選挙運動のために使用する労務者には、報酬及び実費弁償を支給することができる。</p> <p>3 選挙運動のために使用する事務員、専ら選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上において選挙運動のために使用する者（いわゆる「うぐいす嬢」）及び専ら手話通訳のために使用する者については、立候補届出の日から10月</p>	<p>法197の2</p> <p>令129</p> <p>市規程27</p>

項 目	内 容	根拠法令
	<p>17日までの間に限り、1日12人以内で使用前に文書で市選挙管理委員会に届け出た者に限り報酬を支給することができる。</p> <p>4 3の届出事務員等は、期間を通じて60人以内の員数に限り、異なる者を届け出ることができる。</p> <p>5 実費弁償及び報酬の額は、市規程で定められており、基準以上に支給することはできない。(P23～24参照)</p>	根拠法令
ウェブサイト等を利用する方法による文書図画の頒布	<p>1 選挙運動のために使用する文書図画は、ウェブサイト等を利用する方法により、頒布することができる。</p> <p>2 ウェブサイト等を利用する方法とは、インターネット等を利用する方法（電気通信の送信（放送を除く）により、文書図画をその受信をする者が使用する通信端末機器の映像面に表示させる方法）のうち、電子メールを利用する方法を除いたものをいう。</p> <p>3 選挙運動又は当選を得させないための活動に使用する文書図画を掲載するウェブサイト等には、電子メールアドレス等を表示する必要がある。</p> <p>4 ウェブサイト等に掲載された選挙運動用文書図画は、選挙期日当日もそのままにしておくことができる。ただし、選挙運動は選挙期日の前日までに限られており、選挙期日当日の更新はできない。</p>	<p>法142の3①</p> <p>法142の3①</p> <p>法142の3③</p> <p>法142の3②</p>
電子メールを利用する方法による文書図画の頒布	<p>1 電子メールを利用する方法による選挙運動用文書図画については、候補者・確認団体に限り頒布することができる。</p> <p>2 電子メールを利用する方法とは、特定電子メールの適正化等に関する法律第2条第1号に規定する方法をいい、その全部又は一部にシンプル・メール・トランスファー・プロトコルが用いられる通信方式（SMTP方式）と、電話番号を送受信するために用いて情報を伝達する通信方式（電話番号方式）の2つが定められている。</p> <p>3 選挙運動用電子メールは、次の送信対象者に対して、それぞれ次の電子メールアドレス宛にのみ、送信できる。</p>	<p>法142の4①</p> <p>法 142 の 3①</p> <p>法142の4②</p>

項 目	内 容		根拠法令
	送信対象者	送信対象電子メールアドレス	
	あらかじめ、選挙運動用電子メールの送信の求め・同意を選挙運動用電子メール送信者に通知した者（その電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した者に限る。）	選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した電子メールアドレス	
	政治活動用電子メール（選挙運動用電子メール送信者が普段から発行している政治活動用のメールマガジン等）を継続的に受信している者（その電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した者に限り、かつ、その後政治活動用電子メールの送信を拒否した者を除く。）であって、あらかじめ、選挙運動用電子メールの送信の通知を受け、拒否しなかったもの	政治活動用電子メールに係る自ら通知した電子メールアドレスのうち、選挙運動用電子メールの送信拒否通知をした電子メールアドレス以外のもの	
	4 選挙運動用電子メール送信者は、電子メールアドレスを明らかにして選挙運動用電子メールの送信をしないように求める旨の通知を受けたときは、当該電子メールアドレスに選挙運動用電子メールを送信することはできない。		法142の4⑤
	5 選挙運動用電子メール送信者は、選挙運動用電子メールの送信の求め・同意した者に対し送信する場合には、以下の事実を証する記録を保存しておかなければならない。 (1) 受信者が電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知したこと。 (2) 選挙運動用電子メールの送信の求め・同意があったこと。		法142の4④
	6 選挙運動用電子メール送信者は、政治活動用電子メールの継続的な受信者であって、選挙運動用電子メールの送信の通知に対し、送信しないよう求める通知をしなかったものに対し送信する場合には、以下の事実を証する記録を保		法142の4④

項 目	内 容	根拠法令
	<p>存しておかなければならない。</p> <p>(1) 受信者が電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知したこと。</p> <p>(2) 継続的に政治活動用電子メールの送信をしていること。</p> <p>(3) 選挙運動用電子メールの送信をする旨の通知をしたこと。</p> <p>7 電子メールを利用する方法により選挙運動用文書図画を頒布する者は、当該文書図面に次の事項を正しく表示しなければならない。</p> <p>(1) 選挙運動用電子メールである旨</p> <p>(2) 選挙運動用電子メール送信者の氏名・名称</p> <p>(3) 選挙運動用電子メール送信者に対し送信拒否通知を行うことができる旨</p> <p>(4) 送信拒否通知を行う際に必要となる電子メールアドレスその他の通知先</p> <p>8 告示日から選挙期日までの間、電子メールを利用する方法により当選を得させないための活動に使用する文書図画を頒布する者は、当該文書図画に次の事項を正しく表示するようにしなければならない。</p> <p>(1) 頒布者の電子メールアドレス</p> <p>(2) 頒布者の氏名・名称</p>	<p>法142の4⑥</p> <p>法142の5②</p>
選挙運動のための有料インターネット広告	<p>1 以下の有料インターネット広告は禁止されている。</p> <p>(1) 候補者・政党等の氏名・名称又はこれらの類推事項を表示した選挙運動用有料インターネット広告</p> <p>(2) (1)の禁止事項を免れる行為としてなされる、候補者・政党等の氏名・名称又はこれらの類推事項を表示した、選挙運動期間中の有料インターネット広告</p> <p>(3) 候補者・政党等の氏名・名称又はこれらの類推事項が表示されていない広告であって、選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクした、選挙運動期間中の有料インターネット広告</p> <p>2 確認団体については、P52参照。</p>	法142の6

第 4 部 政治活動參考事項

項 目	内 容	根拠法令
規制される団体	政党及びその他の政治活動を行う団体（以下「政治団体等」という。）	法201の9①
規制される区域	養父市内	法201の9①
規制される期間	10月11日（告示の日）から10月18日（選挙期日）まで	法201の9①
規制される政治活動	<ol style="list-style-type: none"> 1 政談演説会の開催 2 街頭政談演説の開催 3 ポスターの掲示 4 立札、看板の類の掲示（政治団体等の本部又は支部の事務所において掲示するものを除く。） 5 ビラ（これに類する文書図画を含む。）の頒布 （注）政治団体等のシンボルマークを表示するものの掲示又は頒布は、3、4、5の掲示又は頒布とみなされる。 6 宣伝告知（政治団体等の発行する新聞紙、雑誌、書籍及びパンフレットの普及宣伝を含む。）のための自動車及び拡声機の使用 7 連呼行為 8 掲示又は頒布する文書図画（新聞紙、雑誌並びにインターネット等を利用する方法により頒布されるものを除く。）における候補者の氏名又は氏名類推事項の記載 9 公共施設（公営住宅を除く。）における文書図画の頒布（新聞紙、雑誌を除く。）の頒布（郵便等又は新聞折込みの方法による頒布を除く。） 10 機関紙誌における選挙に関する報道評論の掲載 	<p>法201の9①</p> <p>法201の13①</p> <p>法201の15</p>
規制の解除	前項により禁止された政治活動を 確認団体が行う場合 には、前項の8を除き 10月11日から10月17日まで に限り、一定の制限のもとに規制が解除される。	法201の9①
確認団体の意義	所属候補者又は支援候補者を有し、かつ、市選挙管理委員会の発行する確認書の交付を受けた政治団体等をいう。	法201の9①②③
確認団体申請手続等	<ol style="list-style-type: none"> 1 確認申請書に所属候補者の氏名、立候補届出年月日等を記載し、市選挙管理委員会に申請する。（支援候補者の場合は、本人の同意書を添える。） <p>なお、国会に議席を有している政党以外の政治団体等にあつては、上記の申請書のほか、次のものを添付しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 綱 領 (2) 規 約 (3) 役員名簿 	法201の9③ 令129の4

項 目	内 容	根拠法令
	<p>(4) 最近の予算書</p> <p>(5) 政治資金規正法第6条の規定による届出書の写し</p> <p>2 市選挙管理委員会は、審査の結果、所定の要件を満たす政治団体等であると認めたときは、次のものを交付する。</p> <p>(1) 確 認 書 1 通</p> <p>(2) 政談演説会開催届出用紙 2 枚</p> <p>(3) 政治活動用自動車の表示板 1 枚</p> <p>(4) 政治活動用ポスター証紙交付請求書 1 枚</p>	<p>法201の9②</p> <p>法201の11③④</p> <p>市規程34、35</p> <p>市規程36</p> <p>市規程38</p> <p>市規程39</p>
政談演説会	<p>1 10月11日から10月17日までの間、2回開催することができる。</p> <p>2 事前に政談演説会開催届を市選挙管理委員会に提出しなければならない。届出用紙は、市選挙管理委員会から交付する。</p> <p>3 演説会告知のため1演説会について5以内の立札及び看板の類を使用することができる。(市選挙管理委員会の交付する政談演説会告知用立札看板の類の表示をその表面の見やすい箇所に掲示しなければならない。) (注) P54「立札、看板の類の掲示」参照</p> <p>4 政策の普及宣伝のほか、従として所属候補者の選挙運動のための演説もすることができる。</p>	<p>法201の9①</p> <p>法201の11②</p> <p>令129の5②</p> <p>市規程36</p> <p>法201の9①</p> <p>法201の11⑧</p> <p>市規程37</p> <p>法201の11①</p>
街頭政談演説	<p>1 10月11日から10月17日まで、停止した政治活動用自動車の車上及びその周囲において開催することができる。回数制限はない。</p> <p>2 開催できる時間は、午前8時から午後8時までである。</p> <p>3 政策の普及宣伝のほか、従として所属候補者の選挙運動のための演説もすることができる。</p> <p>4 演説の場所においては、連呼をすることができる。</p> <p>5 学校、病院、診療所その他の療養施設周辺においては、静穏の保持に努めなければならない。</p>	<p>法201の9①</p> <p>法201の12①</p> <p>法201の11①</p> <p>法201の13①</p> <p>法201の13②</p>
政治活動用自動車	<p>1 政策の普及宣伝及び演説の告知のための政治活動用自動車を使用できる台数は、政治団体等の本部及び支部を通じ、1台である。</p> <p>2 使用中は、市選挙管理委員会の交付した表示板を常時掲げなければならない。</p> <p>3 乗車人員に制限はないが、交通法規に従わなければならない。</p> <p>4 自動車に立札、看板の類を取り付けて使用することができる。</p>	<p>法201の9①</p> <p>法201の11③</p> <p>市規程38</p> <p>法201の9①</p>

項 目	内 容	根拠法令
拡声機	<p>政策の普及宣伝及び演説の告知のための拡声機は、次の場合のみ使用できる。</p> <p>(1) 政談演説会の会場</p> <p>(2) 街頭政談演説（政談演説を含む。）の場所</p> <p>(3) 政治活動用自動車の車上</p>	法201の9①
政治活動用ポスター	<p>1 規格は、長さ 85 cm、幅 60 cm以内であり、1,000 枚以内を掲示することができる。</p> <p>2 ポスターには、その表面に政治団体等の名称、掲示責任者の氏名及び住所、印刷者の氏名（法人にあっては名称）、及び住所を記載しなければならない。</p> <p>3 ポスターには、政策の記載のほか、候補者の選挙運動にわたる内容も記載することができる。ただし、候補者の氏名又は氏名が類推される事項は記載できない。</p> <p>4 ポスターには、市選挙管理委員会が交付する証紙を貼付しなければならない。</p> <p>5 証紙の交付を受けようとするときには、証紙を貼ろうとするポスターの見本1枚を添え、ポスター証紙交付請求書を市選挙管理委員会に提出しなければならない。</p> <p>6 国、地方公共団体の所有、管理するもの及び不在者投票管理者の管理する投票記載所には、貼付できない。</p> <p>7 他人の物件に掲示するときには、その居住者等の承諾を得なければならない。</p> <p>8 10月17日までに掲示したポスターは、10月18日（選挙の当日）も掲示しておくことができる。</p>	<p>法201の9①</p> <p>法201の11⑤</p> <p>法201の9②</p> <p>法201の11④</p> <p>市規程39②</p> <p>法201の11⑥</p> <p>法201の11⑥</p> <p>法201の11⑦</p>
立札、看板の類の掲示	<p>1 政談演説会告知のために使用するものについては、一の政談演説会ごとに立て札及び看板の類を通じて5以内掲示することができる。（市選挙管理委員会の交付する政談演説会告知用立札及び看板の類の表示を掲示しなければならない。）</p> <p>2 政談演説会場内で使用するものについては、数の制限はない。</p> <p>3 政治活動用自動車に取り付けて使用することができる。</p> <p>4 1の看板等には、その表面に掲示責任者の氏名、住所を記載しなければならない。</p> <p>5 国、地方公共団体の所有、管理するものには掲示できない。ただし、これらの施設が政談演説会場であるときは、開催当日に限り差し支えない。</p>	<p>法201の9①</p> <p>法201の11⑧</p> <p>市規程37</p> <p>法201の9①</p> <p>法201の11⑨</p> <p>法201の11⑥</p> <p>規則31の3</p>

項 目	内 容	根拠法令
	6 政談演説会が終了したとき又は政治活動用自動車の使用をやめたときは、直ちに撤去しなければならない。	法201の11⑩
ビラ（これに類する文書図画を含む）の頒布	<p>1 頒布はできるが散布はできない。頒布できるのは、10月11日から10月17日までで、あらかじめ市選挙管理委員会に頒布しようとするビラの見本を添えて届け出た2種類以内のものに限られる。ビラの枚数には制限がない。</p> <p>2 記載内容は、政治活動のほか、候補者の選挙運動のためにも使用できるが、候補者の氏名又は氏名が類推できる事項は、記載できない。</p> <p>3 ビラには、その表面に当該政治団体等の名称、市長選挙の政治活動用のビラである旨を表示する記号（例、〇〇党養父市長選挙届出ビラ第1号）を記載しなければならない。</p>	<p>法201の9① 市規程41</p> <p>法201の9②</p> <p>法201の11⑤</p>
連呼行為	<p>1 連呼行為が許されるのは、次の場合に限られる。 (1) 政談演説会の会場内においてする場合 (2) 街頭政談演説の場所においてする場合 (3) 午前8時から午後8時までの間で、政治活動用自動車の上でする場合</p> <p>2 連呼は政治活動のためのものに限られ、選挙運動にわたる連呼はできない。</p> <p>3 学校、病院、診療所その他の療養施設周辺においては、静穏の保持に努めなければならない。</p>	<p>法201の13①</p> <p>法201の13②</p>
掲示又は頒布する文書図画（新聞紙及び雑誌並びにインターネット等を利用する方法により頒布されるものを除く。）における特定候補者の氏名等の記載	<p>1 政治活動として頒布又は掲示する一切の文書図画（新聞紙及び雑誌並びにインターネット等を利用する方法により頒布されるものを除く）に特定の候補者の氏名又はその氏名が類推される事項を記載することができない。</p> <p>2 確認団体、非確認団体を問わず、全ての政治団体等が規制の対象となる。</p>	法201の13①

項 目	内 容	根拠法令
確認団体による政治活動用インターネット有料広告	<p>確認団体については、10月11日から10月17日までの間、当該確認団体の選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクした有料インターネット広告（候補者・当該確認団体の氏名・名称又はこれらの類推事項を表示した選挙運動用有料インターネット広告を除く。）が認められる。</p>	法142の6④
機関紙誌における選挙に関する報道評論	<p>1 10月11日から10月17日までの間、政治団体等の発行する新聞紙、雑誌については、次の条件の全てに該当するものの以外は、選挙に関する報道評論を掲載することができない。</p> <p>(1) 確認団体の発行するもの</p> <p>(2) 本部で直接発行するもの</p> <p>(3) 通常の方法（告示前6か月間において平常行われていた方法をいい、その間に行われた臨時又は特別の方法を含まない。）で頒布するもの</p> <p>(4) あらかじめ市選挙管理委員会に届け出たもの （届け出ることができる新聞紙、雑誌は、各1に限る。）</p> <p>2 1の条件を具備したものでも、号外、臨時号、増刊号その他の臨時に発行するものには、選挙に関する報道評論を掲載して頒布することができない。</p> <p>3 届出の前日までに引き続き6月以上発行されている機関紙誌については、通常の方法（選挙の告示前6月間において平常行われていた方法をいい、その間に行われた臨時又は特別の方法を含まない。）で頒布することができる。</p> <p>4 上記1の条件を有する新聞紙、雑誌で引き続き発行されている期間が、届出の際までに6月に満たない機関紙誌は、政談演説会場内でのみ頒布できる。</p> <p>5 届出書には、新聞紙又は雑誌の名称、編集人及び発行人氏名、創刊年月日、発行方法及び引き続いて発行されている期間等を記載しなければならない。</p> <p>6 号外、臨時号等で選挙に関する報道評論を掲載していないものについての候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項が記載されているときは頒布できない。</p> <p>7 一般の新聞紙、雑誌については、法第148条第3項の適格紙誌以外は、選挙に関する報道評論をすることができない。</p>	<p>法201の15① 市規程43</p> <p>法201の15② 令129の7</p> <p>法201の15③</p> <p>法148</p>

項 目	内 容	根拠法令
公共の建物における文書図画の頒布	国又は地方公共団体が所有し、又は管理する建物（公営住宅を除く。）において文書図画（新聞紙及び雑誌を除く。）を頒布（郵便又は新聞折り込みの方法による頒布を除く。）することはできない。（政談演説会場内を除く。）	法201の13①
選挙運動の期間前に掲示されたポスターの撤去	10月11日（告示日）の前に政治団体等の政治活動用ポスターを掲示した者は、当該ポスターにその氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載された者が候補者となったときは、当該候補者となった日のうちに養父市内の当該ポスターを撤去しなければならない。	法201の14

○ 個人演説会等の施設の指定（法 161 条① 3 該当施設）

（施設の名称）	（施設の所在地）
みふね会館	養父市八鹿町下網場 455 番地
八鹿体育館	養父市八鹿町八鹿 1809 番地 5
建屋教育集会所	養父市建屋 209 番地
養父市立養父体育館	養父市広谷 280 番地
ビバホール	養父市広谷 250 番地
加保公会堂	養父市大屋町加保 414 番地 2
大杉公会堂	養父市大屋町大杉 562 番地 1
大屋ふれあいの家	養父市大屋町山路 142 番地
糸原公会堂	養父市大屋町糸原 297 番地 4
中間公会堂	養父市大屋町中間 192 番地
横行公会堂	養父市大屋町横行 363 番地
おおやホール	養父市大屋町山路 7 番地
中公会堂	養父市大屋町中 1098 番地
門野公会堂	養父市大屋町門野 209 番地
八鹿文化ホール	養父市八鹿町八鹿 1675 番地
ようか武道館	養父市八鹿町八鹿 1809 番地 5
養父市八鹿老人福祉センター	養父市八鹿町八鹿 1675 番地
八鹿ふれあい倶楽部	養父市八鹿町八鹿 838 番地 2
小佐ふれあい倶楽部	養父市八鹿町小佐 833 番地
高柳ふれあい倶楽部	養父市八鹿町高柳 608 番地 1
伊佐ふれあい倶楽部	養父市八鹿町伊佐 431 番地
宿南ふれあい倶楽部	養父市八鹿町宿南 1187 番地 1
養父市養父老人福祉センター	養父市広谷 250 番地
堀畑公民館	養父市堀畑 429 番地 1
藪崎公民館	養父市藪崎 1246 番地 1
養父市関宮高齢者総合保健福祉センター	養父市関宮 193 番地
上小田多目的集会施設	養父市八鹿町上小田538番地 1
浅間多目的集会施設	養父市八鹿町浅間382番地
向八木集会所	養父市八鹿町八木1486番地 1
川東集会所	養父市八鹿町宿南1183番地 3
八鹿水田利用再編対策研修指導施設	養父市八鹿町八木601番地
コミュニティセンターやぶ（コミセンやぶ）	養父市養父市場506番地 1
能座コミュニティセンター	養父市建屋950番地 1
大塚コミュニティセンター	養父市大塚142番地 4
三谷多目的集会センター	養父市三谷139番地 1

左近山公民館	養父市左近山134番地 1
鉄口米地多目的集会施設	養父市口米地 8 番地 2
米地地区水田再編研修センター	養父市中米地111番地 1
コミュニティセンター「宮垣会館」	養父市大屋町宮垣1109番地
おおやコミュニティセンター「大屋市場公民館」	養父市大屋町大屋市場127番地 2
口大屋コミュニティセンター「樽見会館」	養父市大屋町樽見198番地 2
おうみ集会所「おうみ会館」	養父市大屋町中1475番地26
須西生活改善センター	養父市大屋町須西49番地
夏梅農事集会センター「夏梅会館」	養父市大屋町夏梅524番地 1
上山農林漁家・婦人活動促進センター	養父市大屋町上山429番地
大谷地区集会所	養父市大谷278番地
川原場地区集会所	養父市川原場453番地 1
関宮地区集会所	養父市関宮618番地 2
三宅地区集会所	養父市三宅244番地
万久里地区集会所	養父市万久里327番地 1
関宮栄町地区集会所	養父市関宮366番地 2
関宮上本町地区集会所	養父市関宮772番地
関宮片岡地区集会所	養父市関宮38番地 3
小路頃地区集会所	養父市小路頃37番地
関宮本町地区集会所	養父市関宮611番地 5
兵庫県立但馬長寿の郷	養父市八鹿町国木594番地10

きれいな一票きれいな郷土

近ごろ選挙は、金がかかりすぎるといわれます。
選挙は、金で売買するものではありません。
候補者も、運動員も、そして選挙人も、みんな誰
にもはずかしくない、きれいな選挙をしましょう。